

資料 1 【継続協議】 景観最重点ポイント

第2回景観検討部会での主な意見

主な意見		対応状況
関係法との整合	ガイドラインと文化財保護法についての整合を明記する必要がある。	資料3 P3 文化財保護法など関係法令との関係を明記
	ガイドラインと都市計画法、景観法との整合を明記する必要がある。	
景観形成の方針	斉昭による創建当時の造園思想の継承と文化財保護の観点からホスピタリティの表現に注意が必要である。	資料3 P7 景観形成の方針を修文
	現在の利用者、未来の利用者の区分で視点を整理すべき。	
偕楽園保存活用計画	偕楽園保存活用計画の内容を共有する必要がある。	資料2 保存活用計画の概要を提示
景観形成の考え方	拡張部の眺望について、民間事業者等の外部の方に遵守してもらうための、建築物等の素材・色彩などの制限を盛り込むべき。	資料3 P5 景観審査手続きについて整理
	ガイドラインとして植栽、建造物、設置物、工作物ごとに、色・高低・音・匂い・素材・種類・季節・成長性等の基準を示すべき。	資料3 P8、P27~29 景観構成要素ごとの基準（案）を整理 資料3 P42~46 景観チェックシートを整理
左近の桜	スカイラインを目安とする場合、建築物は対象となるが、樹木を対象とするか否かが検討を要する。	資料1 P6~8 再植候補地について比較検討
	元の植栽位置において、伐根の可否など、植えること自体が可能かどうか結論付けるべき。	
	最重要ポイントである好文亭楽寿楼からの景観を考慮すると、左近の桜をもとの位置に再植する場合は樹高管理が必要である。	
	好文亭からの景観上の課題があるため、他の植栽地3箇所を提案する。	

■ 左近の桜について

<第2回景観検討部会での指摘事項>

① 文化財指定地内に再植することは可能か。

(文化庁見解)

- ・文化財指定地内では、かく乱範囲内での再植は可能。

② 生育環境の確保は可能か。

((公財) 日本花の会 専門家意見)

- ・倒木要因である腐朽菌がベッコウダケであるため、根が残った状態でも土壌入替を行えば、生育環境の確保は可能。

(県林業技術センター 専門員意見)

- ・倒木要因である腐朽菌はベッコウダケである。
- ・できるだけ古い根を除去したほうが良いが、根が残った状態でも土壌入替と土壌消毒を行えば、生育環境の確保は可能。

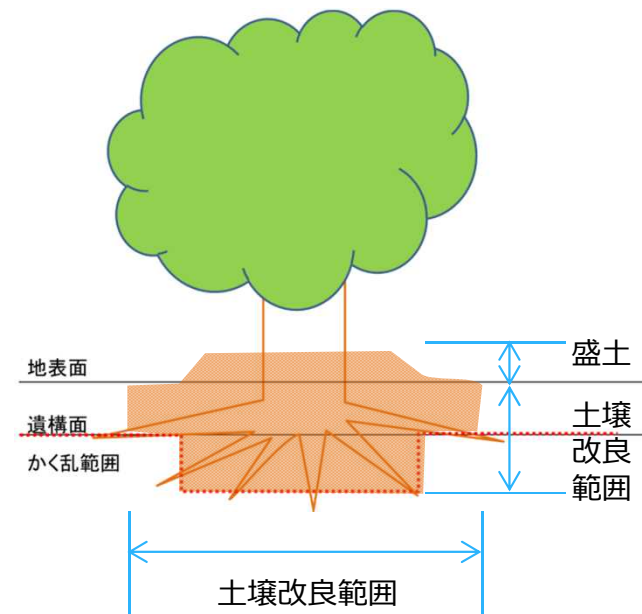
③ 元の位置以外の3箇所では再植はできないのか。

- ・元の位置も含めて4箇所をさまざまな角度から、再植場所について比較検討した。
(次ページ)

④ スカイラインを目安とする場合、建築物は対象となるが、樹木を対象とするか否か検討を要する。

- ・樹木の高さを建築物と同様にスカイラインを目安に考えるものの、樹木が景観の阻害の対象となるのかは、成長の段階で個別に判断を行うこととしたい。

<再植イメージ>



■ 左近の桜の再植候補地の比較

<経緯等>

- 左近の桜は登美宮吉子夫人の降嫁に伴い、京都御所の左近の桜から株分けされ、弘道館に移植された。
- 3代目の桜を下賜された際（昭和38年）に、登美宮吉子夫人が好文亭に一時お住まいになられたことを踏まえ、そのうちの1本を偕楽園の好文亭から望める位置に植樹。
- 長年市民に愛されてきた桜が、令和元年9月の台風により倒木し、腐朽菌に侵され再生不可能なため、現在、撤去されている。
- 長年（約60年間）市民に愛され、市民から復活を望む声があったことから、宮内庁から後継木の苗木を下賜いただくことが認められた。



再植候補地	比較	経緯・由来等	好文亭からの眺望	生育環境 (土壌・日当たり等)	文化財保護
1) 元の位置 (左近の桜跡地)	○	○ ・好文亭から見える位置 ・約60年間市民に親しまれてきた。 ・京都御所の左近の桜復活の故事	○ ・必要に応じ、樹高管理により眺望を確保	○ ・土壌病害菌対策のため、土壌入替が必要 ・スペースがあり、日当たり・水はけ良好	○ ・既存樹木（根）によるかく乱範囲内で再植可能
2) 見晴らし広場西北端部 (二季桜付近)	×	△ ・好文亭から見える位置	○ ・好文亭から見えるが、千波湖方面の眺望に入らない位置	○ ・土壌病害菌対策のため、土壌入替が必要 ・スペースがあり、日当たり・水はけ良好	×
3) 芝前門東側 (御幸の松跡地)	×	×	○ ・好文亭から見えない位置	△ ・土壌病害菌対策のため、土壌入替が必要 ・ほかの樹木が多く、十分なスペースがない。 ・周囲の広場が踏み固められている。	×
4) 偕楽園記碑東側 (防火水槽付近)	×	×	○ ・好文亭から見えない位置	×	×

■ 再植候補地写真



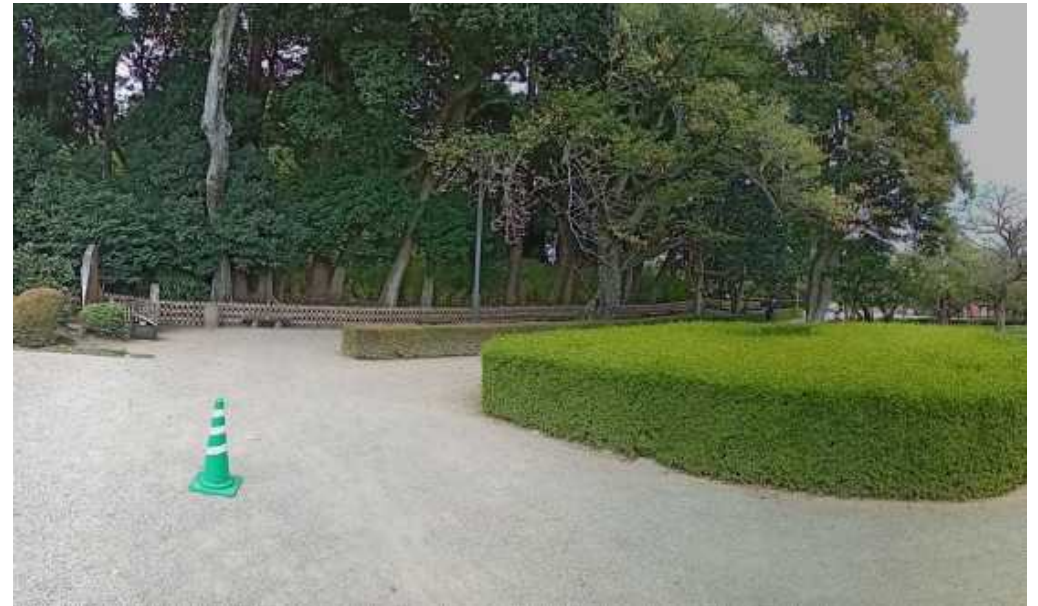
候補地 1) 元の位置 (左近の桜跡地)



候補地 2) 見晴らし広場西北端部 (二季咲桜付近)



候補地 3) 芝前門東側 (御幸の松付近)



候補地 4) 偕楽園記碑東側 (防火水槽付近)

■ 左近の桜の比較写真



好文亭楽寿楼から左近の桜（倒木前）と見晴らし広場を望む



好文亭楽寿楼から左近の桜（植樹イメージ）と見晴らし広場を望む

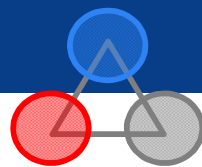


好文亭楽寿楼から千波湖方面を望む（明治40年頃）



好文亭楽寿楼から千波湖方面を望む（昭和57年頃）

最重点ポイント（好文亭からの眺望）



<目指すべき方向性>

- ・ 齊昭の作庭思想の中心をなす好文亭楽寿楼からの眺望を主とした景観構成要素を来園者（市民や観光客）に体感してもらうことが重要である。
- ・ 好文亭楽寿楼（3階）から、本園をはじめ、拡張部・千波湖など周囲を見渡す本来の眺望を確保する。
- ・ 併せて、好文亭東塗縁・西塗縁（1階）からの眺望もできるだけ確保する。

[景観に配慮すべきこと]

- ・ 創建当時の千波湖を始め周辺への眺望が広がっていたことを踏まえ、好文亭楽寿楼からの周囲を見渡す270度のパノラマを確保する。
- ・ 好文亭楽寿楼（3階）と東塗縁・西塗縁（1階）からの視点を変えても、魅せたい景観（千波湖・拡張部の広がりなど）が際立つよう配慮する。
- ・ 併せて、鉄道や道路などの工作物が際立たないように植栽の配置や工作物の色彩などの配慮を行う。

<見晴らし広場方面（3階）>



<拡張部方面（3階）>



<桜山方面（3階）>



<見晴らし広場方面（1階）>



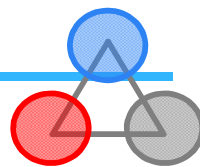
<拡張部方面（1階）>



<桜山方面（1階）>



1) 好文亭 ～見晴らし広場方面～



<目指すべき姿>

- 好文亭楽寿楼（3階）から、**本園（見晴らし広場）・千波湖など周囲を見渡す眺望を確保**する
- 併せて、好文亭東塗縁（1階）からの眺望もできるだけ確保する。

【景観に配慮すべきこと】

- 創建当時の千波湖を始め周辺への眺望が広がっていたことを踏まえ、好文亭楽寿楼からの眺望を確保する。
- 好文亭楽寿楼（3階）と東塗縁（1階）からの視点を変えても、魅せたい景観（見晴らし広場・千波湖）が際立つよう配慮する。
- 併せて、橋梁や道路標識などの工作物が際立たないように、植栽の配置や工作物の色彩などの配慮を行う。

【検討方策】

1) 好文亭楽寿楼（3階）から見渡した**スカイラインを目安に、眺望を阻害しない範囲で見晴らし広場内の樹木の樹高を管理**する。

※ **歴史的経緯・由来、眺望や桜の生育環境、文化財保護に配慮し、左近の桜を「元の位置」に再植する。**

2) 好文亭楽寿楼（3階）や東塗縁（1階）からの視点を変えても、**魅せたい景観（千波湖・拡張部の広がり）が際立つ範囲内で樹高を管理**する。

3) 橋梁や道路標識などの工作物が際立たないように、JRや道路事業者との協議により色彩配慮を求める。

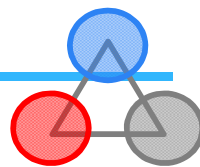
楽寿楼（3階）からの眺望



工作物の景観に配慮

東塗縁（1階）からの眺望





2) 好文亭からの眺望 ～拡張部・千波湖方面～

<目指すべき姿>

- 好文亭楽寿楼（3階）から、拡張部・千波湖など周囲を見渡す眺望を確保するとともに、併せて好文亭東塗縁・西塗縁（1階）からの眺望もできるだけ確保する。

[景観に配慮すべきこと]

- 好文亭楽寿楼（3階）や東塗縁・西塗縁（1階）からの視点を変えても、魅せたい景観（拡張部・千波湖）が際立つよう配慮する。
- 眺望の奥行や空間の広がり为确保するため、樹林の密度調整を行う。
- 鉄道や道路などの工作物が際立たないように、植栽の配置や工作物の色彩などの配慮を行う。

※ 南崖樹木の伐採等により、好文亭楽寿楼（3階）から今まで隠れていた鉄道や道路などの工作物の存在が顕著となる可能性がある。

[検討方策]

- 好文亭楽寿楼（3階）からのパノラマ眺望を確保する。
- 好文亭西塗縁（1階）から千波湖への眺望を阻害している植栽の間引きや剪定の実施により、眺望の奥行きを確保する。
- 鉄道コンクリート柱や道路のガードレール等についてJRや道路事業者との協議により色彩配慮を求める。

好文亭楽寿楼（3階）の眺望



好文亭西塗縁（1階）の眺望

鉄道・道路



①強剪定や間伐による千波湖への眺望を確保

3) 好文亭からの眺望 ～桜山方面～

<目指すべき姿>

- 好文亭楽寿楼（3階）から、**拡張部・桜山など周囲を見渡す眺望を確保**するとともに、併せて好文亭西塗縁（1階）からの眺望もできるだけ確保する。

[景観に配慮すべきこと]

- 好文亭楽寿楼（3階）や東塗縁・西塗縁（1階）からの視点を変えても、魅せたい景観（拡張部・桜山・玉龍泉）が際立つよう配慮する。
- 眺望の奥行や空間の広がり为确保するため、樹林の密度調整を行う。
- 鉄道や道路・駐車場などの工作物が際立たないように、植栽の配置や工作物の色彩などの配慮を行う。

※ 南崖樹木の伐採等により、**好文亭楽寿楼（3階）から今まで隠れていた鉄道や道路などの工作物の存在が顕著となる可能性がある。**

[検討方策]

- 1) 好文亭楽寿楼（3階）からのパノラマ眺望を確保する。
- 2) 好文亭西塗縁（1階）から桜山への眺望を阻害している植栽の間引きや剪定の実施により、眺望の奥行きを確保する。
- 3) 鉄道コンクリート柱や道路のガードレール等についてJRや道路事業者との協議により色彩配慮を求める。

好文亭楽寿楼（3階）の眺望



桜山駐車場

鉄道・道路

好文亭西塗縁（1階）の眺望

① 樹林の密度調整による桜山方面への眺望の確保



資料 2 偕楽園（史跡及び名勝 常磐公園） 保存活用計画の概要

■ 保存活用計画委員会の概要

- 策定時期 平成19年12月（文化庁に平成21年3月に提出）
- 位置づけ 県として偕楽園（文化財）を保存管理・運営活用する方針を定めた計画
（文化庁が文化財を保存管理活用していくために策定を望ましいとする計画）

<委員一覧>

	氏名	所属・役職（当時）
委員長	井手 久登	東京大学名誉教授
委員	尼崎 博正	京都造形芸術大学教授
委員	鈴木 暎一	常磐大学教授
委員	田中 文男	建築家
委員	樋渡 達也	文化財指定庭園保護協議会 会長
委員	宮澤 智士	長岡造形大学名誉教授
委員	和田 祐之介	偕楽園公園を愛する市民の会 会長 前水戸観光協会会長
協力委員	本中 眞	文化庁文化財記念物課 主任文化財調査官
協力委員	町田 誠	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課 公園・緑化事業調整官
協力委員	石橋 丈夫 (吉川 常英)	茨城県教育庁文化課長
協力委員	鯉淵 真佐雄	茨城県土木部都市局公園街路課長
協力委員	仲田 立 (森田 秀人)	水戸市教育委員会文化振興課長 (水戸市教育委員会生涯学習課長)

<検討経過・議事>

	日時	議事
第1回	H19.2.2	1. 調査目的 2. 公園の概要（沿革・構成など） 3. 現地視察
第2回	H19.5.18	1. 現況と課題について
第3回	H19.7.20	1. 保存と管理計画について 2. 整備計画について
第4回	H19.10.1	1. 整備計画について 2. 活用計画について
第5回	H19.12.7	1. 総括的な内容について

1) 保存計画の目的

- 偕楽園(常磐公園)の保存管理や運営活用の方角性を定め、文化財庭園に指定されている本園、桜山、丸山を対象に基本計画(保存管理計画、活用計画、整備計画)を検討したもの。

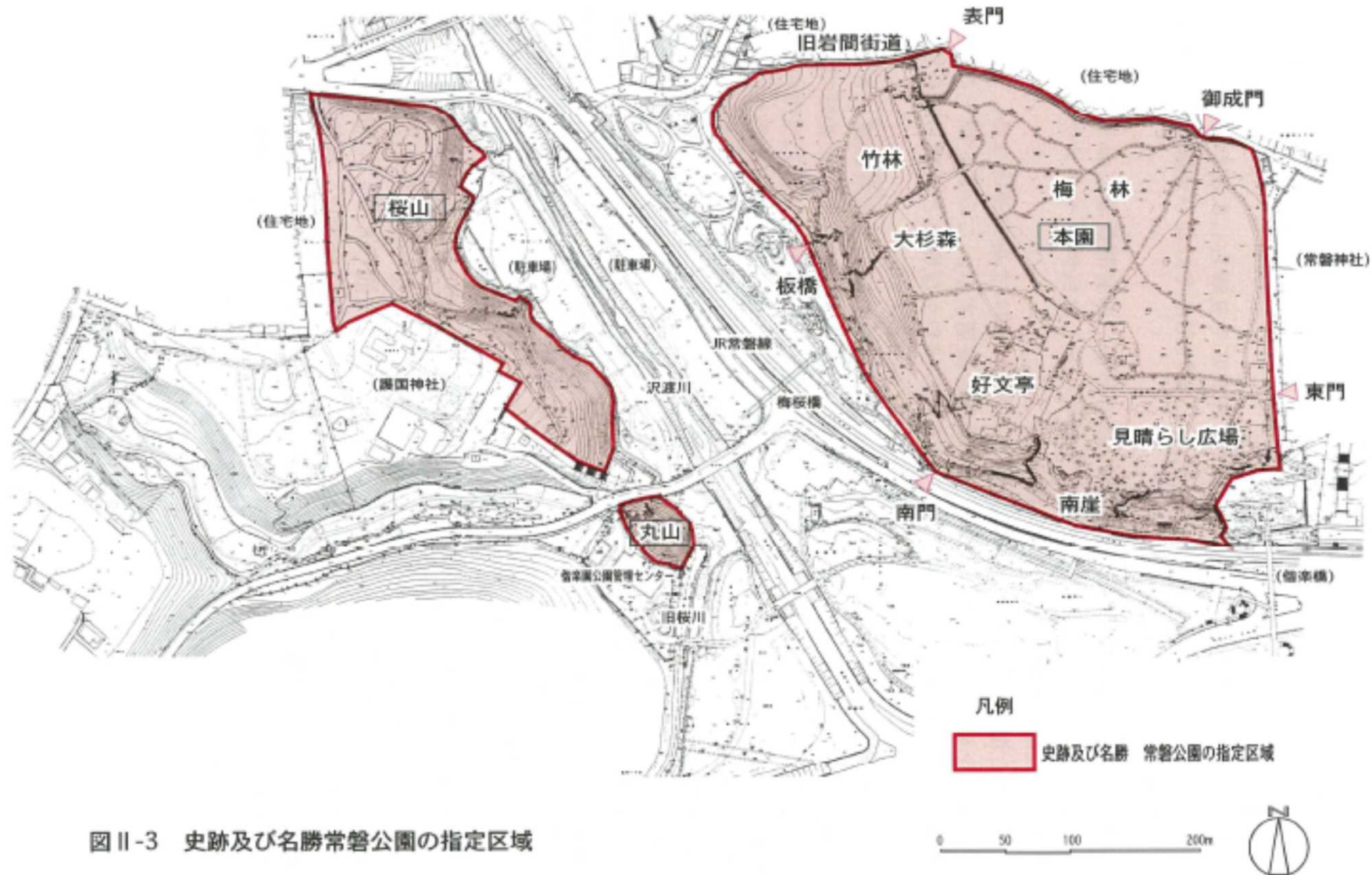


図 II-3 史跡及び名勝常磐公園の指定区域

2) 公園の沿革

藩政時代

- 水戸藩九代藩主徳川齊昭は、天保4年(1833) 3月初めて水戸に至り、藩内を巡視して水戸八景を選んだ。同年12月七面堂の近傍をトして梅樹を栽培し、梅干を製造して軍用に備えることを命じた。
- 天保7年(1836) 齊昭の手によって偕楽園記の草稿が成り、士民行楽の場として偕楽園の構想が示された。
- 天保12年(1841) 3月、齊昭自らの設計による好文亭建設が開始された。同年7月藩校弘道館が竣工。そして天保13年7月1日偕楽園が開園。
- 藩政改革を推し進めようとした齊昭であったが、弘化元年(1844) 5月、改革の内容が不穏当として幕府により隠居、謹慎を命じられた。齊昭治世には、しばしば養老の典や詩文書画の会が催されていた偕楽園も、万延元年(1860) 8月15日、齊昭61歳で、水戸城にて薨死の後は荒廃を余儀なくされた。

明治・大正時代

- 明治元年(1868) 戊辰戦争、同2年版籍奉還、同4年7月廃藩置県。
- 旧水戸藩主徳川昭武や齊昭未亡人貞芳院らは、水戸城から立ち退き、昭武は東京小梅邸へ引き上げ、貞芳院は好文亭へ引き移ることとなり、貞芳院の居所として中御殿から梅の間(附竹の間)が移築された。好文亭は、明治6年(1873)まで貞芳院の居所として使用された。
- 偕楽園は、明治元年から国の管理下におかれたが、同6年太政官正院達第16号に基づく公園に指定されると、茨城県の管理となった。茨城県は、明治6年7月30日付で園内取締規則(茨城県布告第226号)を頒布、偕楽園および桜山の9町9反余を公園とし、公園取締1名、同守3名を任ずることを定めた。この時、名称は常磐公園と称された。
- 県による公園の維持経営は、旧藩時代の整備を保つのが難しく、中御殿から移築した建物の数棟を取り払ったり、明治9年には園地を分割して勸業試験場を置くなどの措置がとられた。また、明治17年に公園の維持方法が設けられ、好文亭を県職員や有志の会合の場とするなどの活用が図られた。
- 明治22年常磐線開通、明治26年2月上野から小山・水戸線経由で観梅列車が運行を開始、明治27年には第1回観梅デーが実施された。
- 明治23年10月28日の昭憲皇太后の行啓にともなう御成門の造成によって、本来の正門である表門よりも御成門からの入園者が多くなり、また同時に造られた御成門から好文亭を結ぶ道は、梅林の景観を変えるものであった。

2) 公園の沿革

明治・大正時代

- 明治35年6月には、皇太子(のちの大正天皇)が行啓し、好文亭に駐泊した。大正元年(1912) 10月に東宮(のちの昭和天皇)が学習院生徒として来園し、好文亭前に松をお手植えしている。
- 常磐公園の管理は、明治25年10月に水戸公園(弘道館)とともに水戸市の管理に移管されていたが、大正9年4月、再び茨城県の管理となり、**使用料徴収規定及び同公園管理規則(県令第22号・告示第153号)**が制定された。
- **大正11年3月8日、常磐公園は内務省告示第49号によって国指定史蹟及び名勝に指定された。**しかし、殖産興業の波により、翌12年に千波湖の干拓が行われ、常磐公園からの眺望は大きく変化した。

昭和時代

- 昭和6年(1931) 常磐公園は茨城県土木課の所管となる。
- **昭和20年8月2日、太平洋戦争の戦火により好文亭が全焼。**昭和30年3月好文亭復元工事が着工され、**昭和33年2月に工事が完了、3月1日から好文亭の一般公開が開始された。**
- 道路改修、便所建設、貯水槽・ポンプ小屋等の建造、好文亭・表門等建造物の補修、吐玉泉の修理、梅をはじめとする樹木の管理など**公園としての整備が続けられてきた。**
- 昭和54年には、偕楽園が作られた頃の優れた千波湖周辺の景観等を踏まえ、県と水戸市が協働し、“水と緑と歴史の街づくり”をめざして、**「千波湖周辺整備構想」が発足した。**

平成時代

- 平成5年春には、偕楽園の南、桜川の河口、千波湖の西湖畔一帯を会場(約130ha)に、「グリーンフェア'93いばらき」が開催され、千波湖周辺整備構想の第一歩を標した
- **平成8年に偕楽園公園管理センターが設けられ、より充実した施策に取り組んでいる。**

3) 文化財庭園としての本質的な価値と偕楽園の整備方針の具体的内容

文化財庭園としての本質的な価値

本国の史蹟及び名勝の指定理由

- ① 藩主齊昭による園の創設
- ② 「近世における公園の濫觴」ともいえるもの → 近世における公園的なものとして評価された
- ③ 敬老の式典を含めた園の一般公開 → 一般公開性
- ④ 梅林の多目的意味
→ 春一番最初に花咲く先見性の象徴としての梅林や、有事の軍用貯梅としての有用の意義もある

文化財庭園としての整備方針

- ・ 指定時の姿に復元したり、復元的整備や整備を行なう場合、文化財指定時の大正11年を基本とする。
- ・ 幕末期の絵図と濫觴図誌などから、部分的にでも創設時の姿と認識できるものについては、その存続継承を行なう。
- ・ 新たな時代の要請などにより不必要になった施設の廃止などについては、齊昭の作庭意図は十分に踏まえ、主要構成要素の景観的な影響を十分検証した上で対応する。
- ・ 整備に際しては、公開されている庭園の役割、来園者や観光客の庭園に対する愛着、隣接する広域公園の整備状況やその機能分担などにも配慮し、急激な景観上の改変は避けつつ、長期的な整備を行なう。

注)復元 : 史資料に基づいた復元・整備
復元的整備: 史資料が十分に揃わない整備
整備 : 文化財の利活用、都市公園の機能の整備、管理運用の整備

4) 保存管理計画の区分

区分の趣旨について

1) 偕楽園の史跡及び名勝指定区域(本園、桜山、丸山)を文化財庭園として保存する

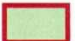


2) 明治6年の公園指定後の利用状況に対応し、部分的に観光的要素や都市公園的要素が強まった部分もあり、それらは小範囲に止める。

3) 「梅まつり」や好文亭(楽寿楼)から千波湖への眺望を楽しむ来園者が多いことから動線を意識した区分とする。

4) 表門の左手の管理圃場は、園丁の留まり場、圃場の機能を有しているためこれらの管理機能を有する区域を明示する

5) 見晴らし広場は、前記の眺望を補完する空間であると同時に、公園的な芝生広場として機能する空間とする

☆常磐公園の適切な保存管理を進めるに当たり、全体を大きく次の3つの地区に区分する。

-  ・文化財庭園として保存管理する地区
-  ・観光資源としても活用される地区
-  ・特に都市公園的な色彩の強い地区

* 詰所、管理、圃場のスペースは、創建当ても管理ヤード的な使われ方をしていた区

* 桜山、丸山は都市公園的な色彩の強い区域。



図Ⅲ-1 偕楽園(常磐公園)の保存管理のための地区区分図

5) 保存管理の対象項目

文化財庭園の保存管理においては、以下の項目内容とする。これらの項目のうち特に①～⑤は、相互的、複合的に関係しあいながら、庭園の景観をつくりだしているため、それらを総括的に記す。

- ① 植物管理(梅林、大杉森、竹林、高中木、株物、笹類、草本等)
- ② 施設管理(土塁、園路、階段、柵類、排水施設、その他工作物)
- ③ 建築物管理(建築物、門、井戸組、券売所、便所、四阿、売店等)
- ④ 景観演出(好文亭庭園、奥御殿庭園、露地、御三階からの眺望、見晴らし広場等)
- ⑤ 管理運営(梅まつり等の建物、案内板や説明板、管理施設、圃場等)
- ⑥ 防災施設
- ⑦ 水環境管理(吐玉泉、玉龍泉、水質、水量等)

6) 保存管理の目標

ア 保存ゾーンと管理目標

保存状況の把握に基づき、管理上、特に留意すべき項目を設定する。文化財庭園の指定理由に鑑み、大正年間の景観維持に努めるが、それより遡った時代の価値ある史資料があれば、より創設時期に近い景観への修復を図る。また、ゾーンとゾーンとが接する箇所では、景観の連続性に留意する。

イ 保存管理区分と管理目標

保存ゾーンをまとまりのある管理作業が必要な地区に区分し、庭園全体の景観のバランスを意識しつつ、具体的な管理目標を定める。

7) 主な庭園構成要素の保存と管理

－好文亭－

①好文亭前の広場

根拠資料がないので、現在の状態をベースとするが、広場周囲で混みすぎたり、大木となりすぎた樹木は整理し、この場の明るさを確保する。また、観光協会の売店は、移設を念頭に置きつつ、庭園の景観になじんだ意匠に改めることについても検討する。

②奥御殿廻り

復元工事の際に資料がないことから、全く新しい庭とされたが、庭の空間構成として、亭へのアプローチとしての庭、各部屋からの見る庭、庭と周辺空間への連続感の有無などの機能が現況の庭では明確でなく、またそれぞれの庭木が成長しすぎているため、改良を行ない、前記の庭の機能をはっきりさせる。

③好文亭廻りの庭園

株物の成長しすぎと表土流亡による飛石の浮きなどがみられるのを補修する。

また、何陋庵の露地については、改変がみられるので実測図（（社）日本庭園協会北村信正前会長所蔵）などの資料に基づいて復元的整備を行う。



④御三階からの眺望

左近の桜とコブシの扱いを検討すること、崖上の松の復活を目標とした景観保存が必要。

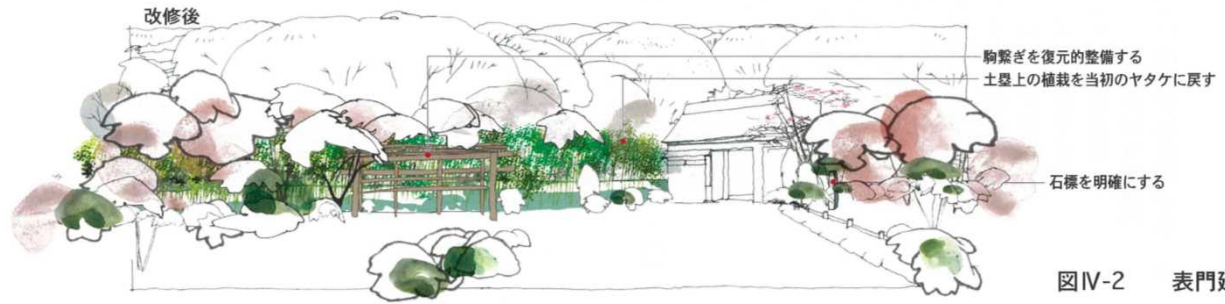
将来的に、櫓門から好文亭の庭を経た観賞ルート of 公開を考慮する。このことは、露地門から待合を経て、何陋庵へのルートも同様



7) 主な庭園構成要素の保存と管理 – その他の構成要素 –

表門は水戸城からの陸路の偕楽園への玄関にあたる

→表門として、攬勝図誌にあるような幕末期に整備した表門廻りと土塁を再現



図IV-2 表門廻りゾーン

「偕楽園図」に表現されているように、一の木戸門から150m程の園路の両側を梅林とし、斉昭の設計意図の復元的整備を図る。

↓
園路際の大木の杉を徐々に伐採し、竹林の園路寄りの前線を5～15年の計画で、次第に後退させ、日照の確保状態を見極めて、梅林へと変更する。



表門と動線の整備

作庭意図とは関係のない経緯により整備された御成門、御成道、東門によって園の入口や動線が曖昧となり庭園の思想性が失われている。本来の主要構成の役割を取り戻し、多様な来園者に対応でき、楽しめるように施設の整備を行なう。その場合、動線部分の周辺景観に留意した植栽などの整備も併せ実施する。

土塁や吐玉泉などの施設の整備

史資料にも読み取れ、また常磐神社の境内にも一部残っている土塁を植生と併せて復元的整備を行う。園の北と東側一帯は民家や売店と接し、外周景観として相応しくなく、また土塁上の巨木は災害時の倒木の危険性もあるため、整理した上で、作庭当時のヤダケのある土塁とする。



8) 公園の整備内容

(1) 表門と動線の整備

ア 基本方針：庭園価値を高めるための整備

作庭意図とは関係のない経緯により整備された御成門、御成道、東門によって園の入口や動線が曖昧となり庭園の思想性が失われている。

本来の主要構成の役割を取り戻し、多様な来園者に対応でき、楽しめるように施設の整備を行なう。その場合、動線部分の周辺景観に留意した植栽などの整備も併せ実施する。

緊急車車両の代替ルートとして、御成門→梅林東園路→東門園路→売店前→管理圃場へのルートを整備する。

イ 整備対象：表門前広場、駒繋ぎ、土塁、表門、園路、情報案内施設、植栽など

(2) 土塁や吐玉泉などの施設の整備

ア 基本方針：庭園の歴史性、景観性に配慮した整備

史資料にも読み取れ、また常磐神社の境内にも一部残っている土塁を植生と併せて復元的整備を行う。園の北と東側一帯は民家や売店と接し、外周景観として相応しくなく、また土塁上の巨木は災害時の倒木の危険性もあるため、整理した上で、作庭当時のヤダケのある土塁とする。表門西側も土塁の復元的整備を行う。この整備は、トレンチなど発掘調査を実施し、史資料に基づく考証が必要である。

また、吐玉泉の台石は、現在、改変されているが巨大すぎて、納まりも悪く異様である、もともとの円筒形に復する。

イ 整備対象：土塁(発掘調査、復元的整備、植栽など)、吐玉泉、船着場、巨木の整理など

9) 公園の整備内容

(3) 諸施設の整備

ア 基本方針：圏内の快適な利用のための整備

園内の回遊の快適さを来園者に十分味わってもらうため、階段や斜路、人止柵、または南崖の土留柵など、さらに、維持管理をサポートする施設の整備を行なう。併せて、周辺の大径木の伐採を行ない、圃場としての日照確保に努める。

イ 整備対象：園路、斜路、階段、土留柵、人止柵、記念碑、維持管理をサポートする施設など

(4) バリアフリー整備

ア 基本方針：新しい時代のニーズに対応した整備

創設以来、県を代表する公園として、庭園の歴史性を損なわない配慮のもとに、改修が行なわれてきた。文化財庭園として、高齢者や身障者など多様な利用を受け入れ、だれでもが楽しめる庭園として必要な施設の整備を行なう。

イ 整備対象：入口、園路、水飲みなどのサービス施設、情報案内施設など

資料 3 第1、2回景観検討部会での 主な意見の反映

■ 第2回景観検討部会での主な意見

	主な意見	対応状況
関係法との整合	ガイドラインと文化財保護法についての整合を明記する必要がある。	資料3 P3 文化財保護法など関係法令との関係を明記
	ガイドラインと都市計画法、景観法との整合を明記する必要がある。	
景観形成の方針	齊昭による創建当時の造園思想の継承と文化財保護の観点からホスピタリティの表現に注意が必要である。	資料3 P7 景観形成の方針を修文
	現在の利用者、未来の利用者の区分で視点を整理すべき。	
偕楽園保存活用計画	偕楽園保存活用計画の内容を共有する必要がある。	資料2 保存活用計画の概要を提示
景観形成の考え方	拡張部の眺望について、民間事業者等の外部の方に遵守してもらうための、建築物等の素材・色彩などの制限を盛り込むべき。	資料3 P5 景観審査手続きについて整理
	ガイドラインとして植栽、建造物、設置物、工作物ごとに、色・高低・音・匂い・素材・種類・季節・成長性等の基準を示すべき。	資料3 P8、P27~29 景観構成要素ごとの基準（案）を整理 資料3 P42~46 景観チェックシートを整理
左近の桜	スカイラインを目安とする場合、建築物は対象となるが、樹木を対象とするか否かが検討を要する。	資料1 P6~8 再植候補地について比較検討
	元の植栽位置において、伐根の可否など、植えること自体が可能かどうか結論付けるべき。	
	最重要ポイントである好文亭楽寿楼からの景観を考慮すると、左近の桜をもとの位置に再植する場合は樹高管理が必要である。	
	好文亭からの景観上の課題があるため、他の植栽地3箇所を提案する。	

■ 景観ガイドラインの目的・位置付け

■ 目的

- 「偕楽園魅力向上アクションプラン」に基づき、

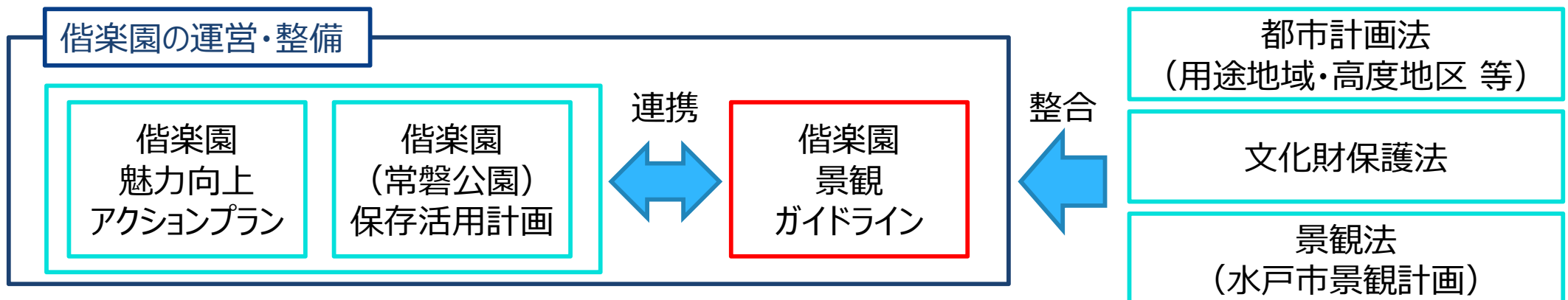
本質的価値（文化的・景観的資源としての価値）を通じて、
あらゆる人々が学び、楽しみ、癒される場

とするべく、美しい空間演出を行うための指針である「偕楽園 景観ガイドライン」を定める。

- 本ガイドラインに基づき、事業担当者が関係部局等と連携しながら、より質の高い魅力的な景観づくりに取り組むことを目的とする。

■ 位置付け

- 「偕楽園魅力向上アクションプラン」及び「偕楽園保存活用計画」に基づき、偕楽園に係る景観の磨き上げを行うため、公園管理者及び事業者が景観整備の方向性の共通理解を図るための「ガイドライン」を定める。
なお、景観整備については、都市計画法、景観法、文化財保護法との整合を図る。



■ 偕楽園（常磐公園）文化財指定

- この偕楽園は、大正11年（1922）3月8日に常磐公園として史跡及び名勝に指定された。そのときの指定理由は次のとおりである。

（指定理由）

茨城県ノ経営ニ属シ明治六年之ヲ公園ト為ス。其ノ大部分ハモト偕楽園ノ地ヨリ成ル。偕楽園ハ天保年中徳川齊昭ノ創メテ営ミシモノニシテ我邦世ニ近世ニ於ケル公園ノ濫觴トモ称スヘシ園内好文亭ハ齊昭故老ヲ集メテ敬老ノ典ヲ拳ゲシ所、又園内榎樹多シ。

■ 偕楽園と弘道館の関係

- 偕楽園は、天保5年（1834）に徳川齊昭が浄化に隣接した神崎村に梅を多数植えさせたことに始まる。これは弘道館敷地内の種梅記碑の一節に「夫れ梅の物たる，華は即ち雪を冒し春に先んじて風騷の友となり，実は即ち酸を含んで渴きを止め軍旅の用となる。（天保11年）という理由によるものであった。その後，弘道館と平行して創設の構想は具現化し，弘道館の仮開館の1年後，天保13年（1842）7月1日に開園した。
- 徳川齊昭の偕楽園の開園の意図は、「偕楽園記」にみることができる。「偕楽園記」は天保7年（1836）頃には草案ができていたとされ、「弘道館記」と並行して練られていた。その内容には、「礼記」の「一張一弛」の考え方を中心に置き、弘道館での「一張」と偕楽園での「一弛」は不即不離の関係にあることが、「一陰一陽」「一寒一暑」などのたとえとともに強調される。具体的には「（弘道館で）またよくその徳を修め、またよくその業を勤め、時に余暇あるや（中略）悠然として二亭の間に逍遥し、あるいは詩歌を倡酬し、あるいは、管弦を弄撫し、あるいは紙を展べ毫を揮ひ、あるいは石に座して茶を点じ、あるいは瓢樽を花前に傾け、あるいは竹竿を湖上に投ず。」とそれぞれの好みに任せて偕楽園を活用することが述べられている。
- このように偕楽園は、弘道館での修業の暇に休養する施設であるとともに、また弘道館と一体となり、六芸の実践の場として位置づけられていたことが想定される。

■ 偕楽園における景観審査の手続き（案）

- 水戸市景観計画に基づき、水戸市全域が景観形成を図る対象範囲と位置づけられており、その中で偕楽園周辺地区は、重点的に景観形成を図る地区として位置づけられている。
- このため、事業者が設置する大規模建築物や風致条例、屋外広告物条例に基づく工作物等について、市が景観に関する審査を実施しており、施設規模等に応じて、学識経験者等の専門委員による調査を実施している。
- 一方で、市の条例等では、比較的規模の小さい施設や仮設工作物に対する景観に関する審査を行う規定がないため、県において偕楽園内は、「偕楽園景観ガイドライン」に基づく景観審査を以下のとおり定める。

事業者	審査者	審査体制
公園管理者 (県)	県	計画・設計時点における自主点検 ※ 必要に応じて、学識経験者等への意見聴取を実施。 (フロー) 計画・設計時 ⇒ 自主点検 ⇒ 適合 ⇒ 計画決定 ⇒ 事業実施 ※ 不適合の場合、計画・設計時点に戻る。
公園内事業者 (民間等)	公募選定 委員会	公募選定委員会による審査 ※ 景観ガイドラインに基づく景観への配慮の条件を付した公募による事業者の選定が原則。 (フロー) 条件付き公募 ⇒ 応募 ⇒ 公募選定委員会の審査 ⇒ 適合 ⇒ 計画確定 ⇒ 設置管理許可 ※ 不適合の場合、計画を見直しを行ったうえで、計画を確定させる。
イベント事業者等 (民間等)	県	行政（県）によるイベント計画時点の事前相談。行為の許可等の申請時に景観審査を実施。 (フロー) 事前相談 ⇒ 行為の許可申請 ⇒ 行政での審査 ⇒ 適合 ⇒ 行為の許可 ⇒ 行為の実施 ※ 不適合の場合、計画の見直し又は不許可となる。

- なお、偕楽園本園内においては、必要に応じ、文化財保護法に基づく現状変更申請を行う。

■ 水戸市景観計画概要

<水戸市景観計画における位置づけ>

・重点的に景観形成を図る地区：偕楽園周辺地区

日本三名園の一つとして全国に知られる「偕楽園」の優れた景観を一層生かすため、**周辺の元山町・常磐町や千波公園のエリアなどと一体的に、歴史と自然が調和した景観形成を図ることを目指す。**

○水戸市用途地域

- ・偕楽園・千波湖周辺：第1種低層住居専用地域、千波風致地区、常磐風致地区

○水戸市高度地区

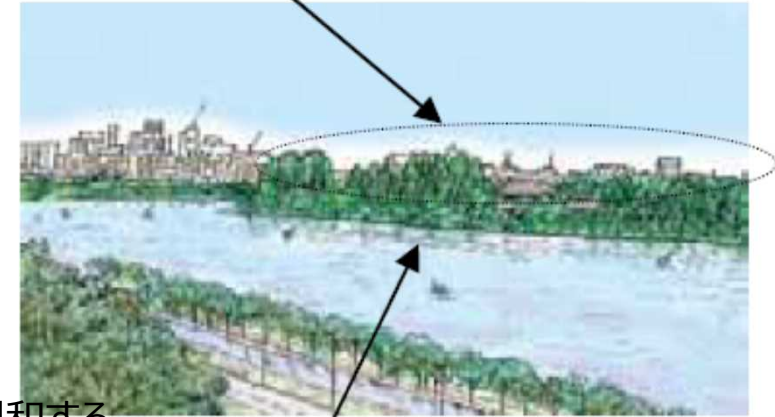
- ・偕楽園周辺地区（南） 建築物高さ規制（25m→20m）

○水戸市屋外広告物条例

- ・区域内における屋外広告物の行為の制限
 - 範囲：千波風致地区、常磐風致地区
 - 第1種住居地域（御茶園通り沿道）
 - 第2種住居地域（天王町、備前町、梅香、元山町、常磐町）
- 制限：屋上利用広告の禁止、アドバルーンの禁止
電光ニュース、ビジュアルボード等の禁止
壁面利用広告、広告幕等の高さや色彩等の制限

偕楽園からの風景

自然景観に配慮した市街地のスカイライン



市街地と調和する親水空間と緑の景観保全

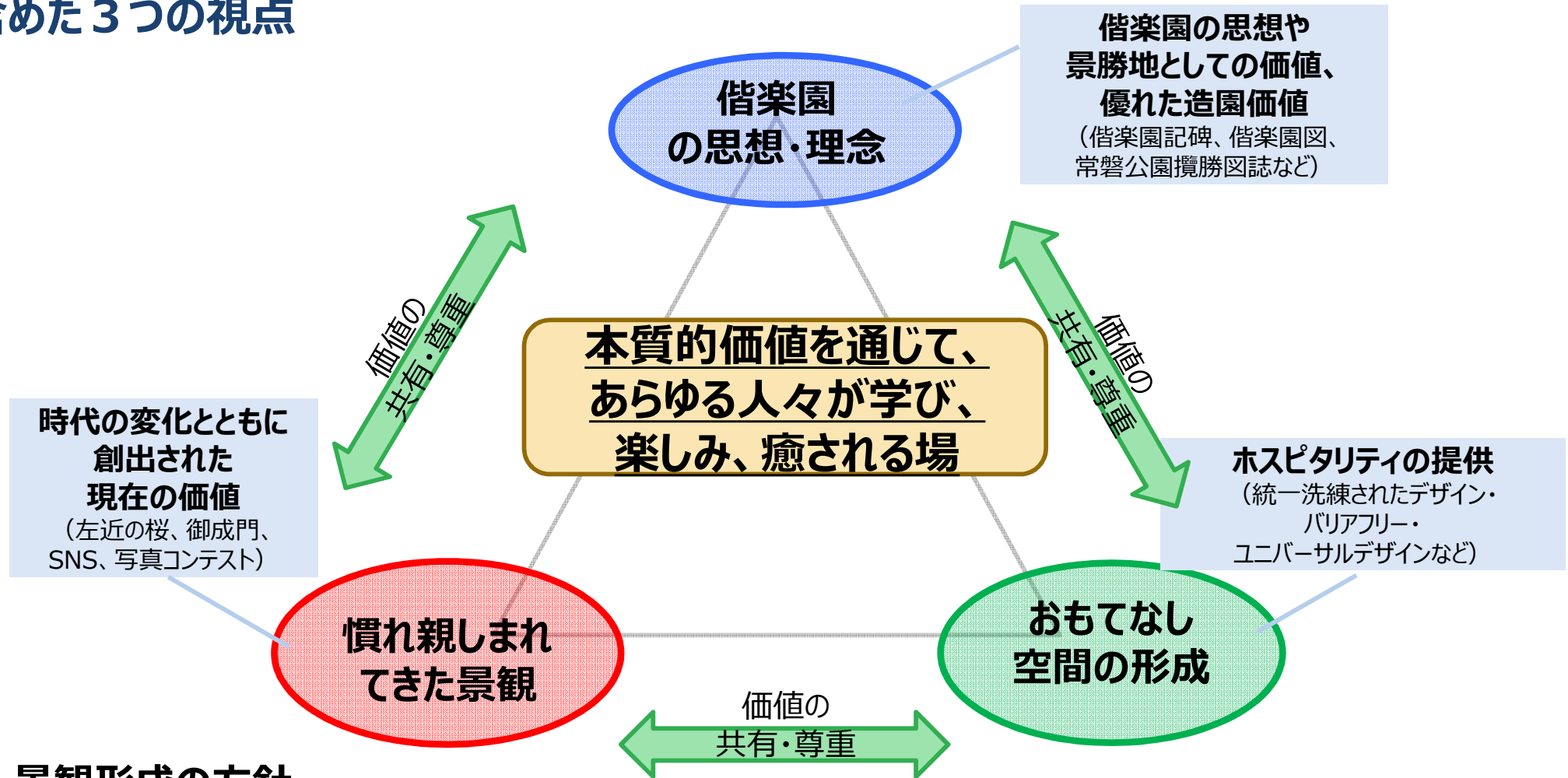


出典：水戸市景観計画（H20.12）

■ 景観形成の方針

1) 偕楽園の目指すべき姿

- 「偕楽園の思想・理念」「県民・市民に慣れ親しまれてきた魅力」に新たに加わる視点を含めた3つの視点



景観形成の方針

偕楽園が持つ史跡及び名勝としての文化的価値を保全するとともに**本来の景観的資源・文化的資源**を県民市民に親しまれてきた**現在の魅力**や**来園者へのおもてなしの心**とが融合し、景（景観的価値）と用（機能や施設）との調和を図ることで、景観的価値を磨き上げ、時代を超えて受け継がれる魅力（ストーリー）を体感する偕楽園を目指す

2) 景観形成における優先度について

① 景観形成の考え方

- ・ 偕楽園には、「斉昭の作庭思想を基に伝えていくべき景観」、「県民・市民に慣れ親しまれてきた景観（変化を受け入れる景観）」、「来園者へのおもてなし空間の形成」の3つの視点から、多くの景観構成要素がある。

<景観要素一覧>

景観要素	偕楽園の思想・理念	慣れ親しまれてきた景観	おもてなし空間の形成
主要な景観構成要素 (歴史的資源など)	好文亭、表門、一ノ木戸、中門など	大杉森、孟宗竹林、御成門など	—
植栽	梅林、太郎杉、ツツジ、萩	左近の桜、園内の植栽	—
園路	—	東門からの園路	バリアフリー園路(スロープ)
サイン看板	—	—	解説看板、案内看板など
工作物	—	—	柵・手すり・ウッドデッキ
建築物	好文亭	見晴亭、料金所、トイレなど	Park-PFI、復元建物群
仮設工作物	—	梅まつり・萩まつりなど	ライトアップなど
管理者等	—	—	衣装の統一など

- ・ 偕楽園の多様な景観構成要素に対し、**「偕楽園の作庭思想を伝えていくべきところ」、「来園者に必ず訪れて欲しいところ」**を明らかにし、景観形成に重点的に取り組むために優先度の整理を行う。

②景観ポイントの定義

- 景観ポイントを優先度に応じて以下の3つに分類し定義。

1. 最重点ポイント

齊昭の作庭思想の中心をなす好文亭と楽寿楼からの眺望を主とした景観構成要素

2. 重点ポイント

来園者に感動を与える（魅せるべき）景観構成要素

3. 重点シーケンス

2. の重点ポイントをつなぐ動線上にあり、ポイントの魅力を高める役割を担うシーケンス景観

- また、共通事項としてその他考慮すべき取組みを定義。

(共通事項) その他考慮すべき取組み	偕楽園全体の景観上の魅力を底上げするために適正な管理を行うべき取組み (植栽の改善、工作物等の意匠や配置、仮設工作物の意匠や配置、本園外の 工作物・構造物等の意匠)
-----------------------	--

(参考)

シーン景観：視点が固定され、立ち止まって見える景観。

眺望点から見た景観。

シーケンス景観：視点を移動させながら移り変わっていくシーンを継続的に体験する景観。
歩きながらの景観。

高

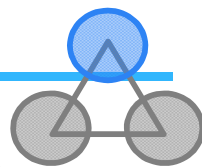
重要度

重点ポイント

来園者に感動を与える（魅せるべき）景観構成要素として、以下の6箇所を重点ポイントとして位置づける。

- ① 表門・一ノ木戸
- ② 太郎杉・吐玉泉
- ③ 桜山・玉龍泉
- ④ 梅林
- ⑤ 見晴らし広場・仙奕台
- ⑥ 東門





① 表門・一ノ木戸

<目指すべき姿>

- ・ 創建当時の主動線の入口であり、創建当時から残る建造物（表門・一ノ木戸）が残っており、園内への期待感を持たせる象徴的な景観を形成

【景観に配慮すべきこと】

（表門・一ノ木戸）

- ・ 創建当時から残る建造物である表門・一ノ木戸を際立たせる。

（一ノ木戸）

- ・ 偕楽園内への主動線の入り口の一つであることから、だれもが利用しやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する一方で、バリアフリースロープや柵等の新たな工作物等の設置については、代替ルートなどの検討を行い、必要性を吟味したうえで、景観に調和した施設の設置を検討する。

【検討方策】

（表門）

- ① 表門を際立たせるため、表門周辺やアプローチ部の植栽の剪定を実施する。

（一ノ木戸）

- ① 多くの高齢者等が来園するため、バリアフリー基準を満たした段差解消のスロープが求められているが、**歴史的景観への影響とトレードオフの関係であるため、バリアフリーの代替ルートの設定により対応する。**
- ② 幽暗閑寂な空間にふさわしい、**竹柵や砂利舗装など自然素材（若しくは自然素材に準ずる素材）を用いる。**

市道表門通りからの眺望



① 植栽の剪定

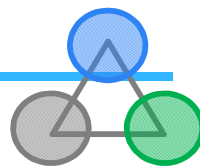
① 植栽の剪定

一ノ木戸付近の園路からの眺望



① 段差解消（代替ルート）

② 自然素材の工作物



② 太郎杉・吐玉泉

<目指すべき姿>

- 太郎杉・吐玉泉という象徴を際立たせる景観を形成するとともに、開放感のある空間の整備

[景観に配慮すべきこと]

(太郎杉・吐玉泉)

- 太郎杉周辺の高木が繁茂し、偕楽園図等に描かれた太郎杉・吐玉泉を際立たせる。

(太郎杉・吐玉泉周辺)

- 限られた空間内の案内看板や柵などの工作物のデザインを統一する。

[検討方策]

(太郎杉・吐玉泉)

- 太郎杉・吐玉泉を際立たせるため、周辺の高木やその他の樹木などの植栽管理（間引きや剪定など）により、空間の明るさを確保する。
- 人が行き交える開放感のある空間とするため、柵やウッドデッキの再配置を検討する、
- 重複する案内看板などを撤去し、統一されたデザインの案内看板や柵などを設置する。
- 幽暗閑寂な空間にふさわしい、**竹柵や砂利舗装など自然素材（若しくは自然素材に準ずる素材）を用いる。**

※ 3代目の寒水石の吐玉泉は、経年的に湧水により石材が溶出する性質があるため、将来、寒水石の入替が生じる。

太郎杉・吐玉泉（1）

①空間の明るさ確保
周辺高木の間伐等

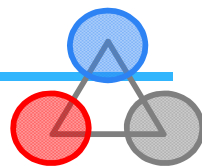


- 開放感のある空間整備（柵やウッドデッキの再配置）
- 自然素材の工作物

太郎杉・吐玉泉（2）

③統一されたデザインの
案内看板





③ 桜山・玉龍泉

<目指すべき姿>

- ・ 偕楽園本園の梅林と桜山の桜、吐玉泉と玉龍泉という本園と対をなす景観構成要素を有し、本園との回遊により、作庭思想の一つである「不即不離」を体感できる空間を形成する。

【景観に配慮すべきこと】

(桜山)

- ・ 創建当時のヤマザクラ主体の植生から、広葉樹等の繁茂により植生が変化してしまっていることから、偕楽園図に描かれる桜の景観を整備する。

(玉龍泉)

- ・ 主要な景観構成要素にも関わらず、来訪者が少ないため、ゆとりのある空間を形成し、来訪者を誘導する。

【検討方策】

(桜山)

- ① ヤマザクラ主体の樹林構成とするにあたり、広葉樹からヤマザクラへの広葉樹からヤマザクラへの植替えなど計画的な植栽管理を行う。
- ② 桜の樹勢回復のため、樹林内に光が入るよう、適正な樹間距離を確保する。

(玉龍泉)

- ① 玉龍泉周辺にゆとりのある空間整備を検討する。
(駐車帯の停車禁止や周辺の高木の間伐など)

桜山上空 (現状)

②桜の樹勢回復のための間伐



①樹種の入替等

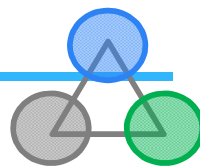
玉龍泉

①駐車帯の停車禁止

①高木の間伐



①草丈の管理



④ 梅林

<目指すべき姿>

- ・ 偕楽園を代表する銘木（個体）を魅せる鑑賞環境の整備（今ある梅を活かした魅せる梅林）

【景観に配慮すべきこと】

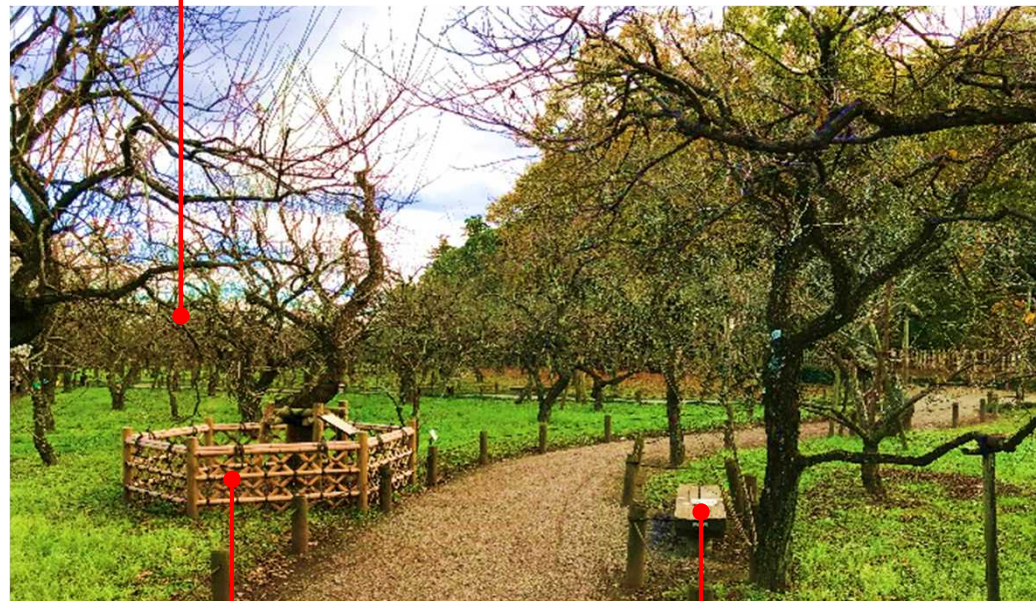
- ・ 魅せたい梅（個体）へ誘導し、さらに偕楽園を代表する六名木（個体）を際立たせる。

【検討方策】

- ① 六名木の現在の囲いが際立ってしまっているため、六名木自体が際立つように、囲いの仕様を検討する。
（周辺と馴染むよう地被類や石などによる囲いの変更、六名木の囲いのしつらは統一）
- ② 六名木に視線が誘導できる空間を形成する。
（梅の木の健全度と植栽年数を考慮した計画的な密度調整によって十分な樹間を確保する。）
- ③ 六名木を鑑賞する位置を考慮したベンチを再編する。
（観梅期に園路を挟んだ梅の木の鑑賞は難しい。）

梅林

②六名木を際立たせる樹間を確保

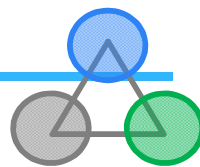


①六名木を際立たせる
囲いによる空間整備

③ベンチを再編

<参考：樹間が確保されている例>





⑤ 見晴らし広場・仙奕台

<目指すべき姿>

- 齊昭の独創的な作庭思想を体感できる雄大な「千波湖」などを借景として取り込んだ眺望を確保する。

【景観に配慮すべきこと】

(見晴らし広場)

- 好文亭周辺と同様に、南崖の樹木により妨げられた千波湖などへの眺望を確保する。

(仙奕台)

- 仙奕台の復元された石の碁盤や松などは保存のために設置した柵により妨げられた仙奕台周辺から千波湖を見下ろす眺望を確保する。

【検討方策】

(見晴らし広場)

- 好文亭周辺と同様に、南崖の樹木の成長により、千波湖などへの眺望が妨げられているため、偕楽園図や古写真などに基づき、植栽の間引きや剪定の実施により、眺望の奥行きを確保する。

(仙奕台)

- 仙奕台からの眺望を確保するために仙奕台周りの工作物（立入禁止柵・案内看板）について、撤去・再整備を検討する。

見晴らし広場



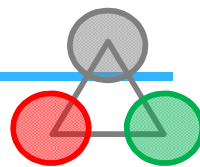
① 不要な樹木の間伐など

仙奕台



① 立入禁止柵・案内看板の撤去・再整備

① 立入禁止柵・案内看板の撤去・再整備



⑥ 東門

<目指すべき姿>

- あらゆる来園者の利便性を確保し、歴史的景観へと誘うエントランスとしての景観を形成する。

【景観に配慮すべきこと】

- 東門周辺は、交通の利便性から多くの来園者のエントランスとなっていることから、だれもが利用しやすいよう配慮したバリアフリー園路を整備する必要がある一方で、歴史的空間である偕楽園の景観と調和した空間を形成する。

【検討方策】

- ① 周辺の景観と調和した石張園路整備により、来園者の利便性の向上と好文亭方面への誘導を図る。

東門からの眺望

①好文亭方面へ視線誘導し、周辺の景観と調和を図った園路整備

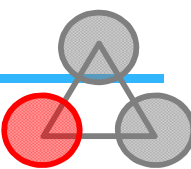


重点シーケンス

重点ポイントをつなぐ動線上にあり、ポイントの魅力をもつシーケンス景観を4箇所位置づける。

- ① 大杉森・竹林
- ② 中門・芝前門・大和亭
- ③ 好文亭入り口
- ④ 梅林





① 大杉森・孟宗竹林

<目指すべき姿>

- 表門からの主動線上の空間であり、現在の植生（竹林、大杉森）を活かした幽暗閑寂な演出により日常空間からの変化を体感できる空間を形成する。

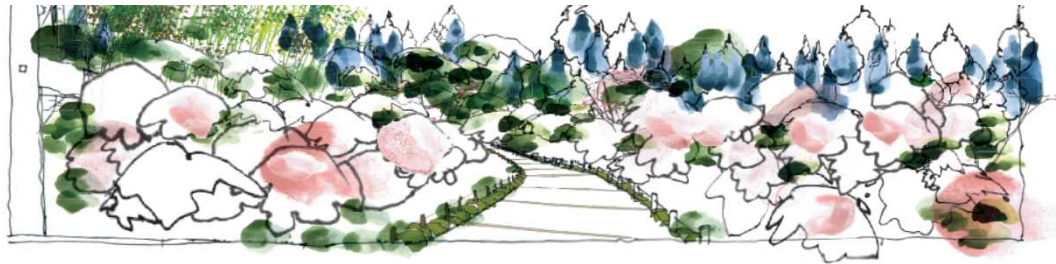
【景観に配慮すべきこと】

- 保存活用計画に基づく長期計画である梅林への植栽変更は、現状からの改変が大きいことから、現在の植生（竹林・大杉森）を活かした空間を形成する。
- ※ 長期的には、園路の両側を梅林とすることを検討。（保存活用計画より齊昭の設計思想に基づく復元）

【検討方策】

- 写真左側の孟宗竹林内に杉が混在し、竹林景観の統一感が欠けているため、杉を間伐する。
- 樹冠が重なる密度の竹林と、ある程度の見通しがきく大杉森において、光量の差（アンバランス）が生じているため、竹や杉の間伐などにより、空間全体の適切な明るさを確保する。
- 幽暗閑寂な空間にふさわしい、竹柵や砂利舗装など自然素材（若しくは自然素材に準ずる素材）を用いる。

<参考> 長期計画 アプローチゾーンの改修イメージ（保存活用計画より）



大杉森・孟宗竹林

①杉の伐採

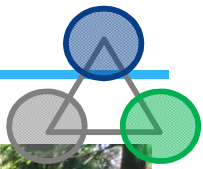


②竹林と杉林の間伐により明るさを均等にする

一ノ木戸付近の園路からの眺望



③自然素材の工作物



② 中門・芝前門・大和亭

<目指すべき姿>

- 表門からの主動線と東門からの主動線が交わる空間であり、中門・芝前門などの象徴的な建造物を考慮しつつ、来園者の利便性を向上させる。

【景観に配慮すべきこと】

- 園内の主動線の結節点であるため、来園者の利便性（バリアフリーや休憩施設等）の向上にあたっては、中門・芝前門などの象徴的な建造物に考慮する。

【検討方策】

- 芝前門脇の仮設スロープを、木々に囲まれた周辺の環境との調和を図れるよう、自然素材（もしくは同等）の部材を用いたスロープに再整備を検討する。
- 芝前門の正面に位置する大和亭が歴史的景観になじむように配慮した大和亭の建て替えを検討する。

中門



芝前門

① 仮設スロープを景観に配慮した仕様に再整備



仮設スロープ

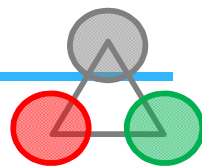
① 仮設スロープを景観に配慮した仕様に再整備



芝前門～大和亭

② 大和亭の景観に配慮した建替えの検討





③ 好文亭入り口

<目指すべき姿>

- 好文亭、奥御殿へのアプローチとして、既存の植栽を活かした奥行きをつくり、好文亭への誘導に期待感を創出する空間。

【景観に配慮すべきこと】

- 好文亭入り口付近の庭園は、創建当時の資料が少なく、玄関位置も変わっていることから、当時の植栽の復元はできていない。
- 庭園のそれぞれの植栽は管理されているが、植栽密度が高く、目標物である好文亭への視界を遮っているため、各方向への見通しや視線誘導を意識した空間を形成する。

【検討方策】

(料金所→好文亭に向かう方向)

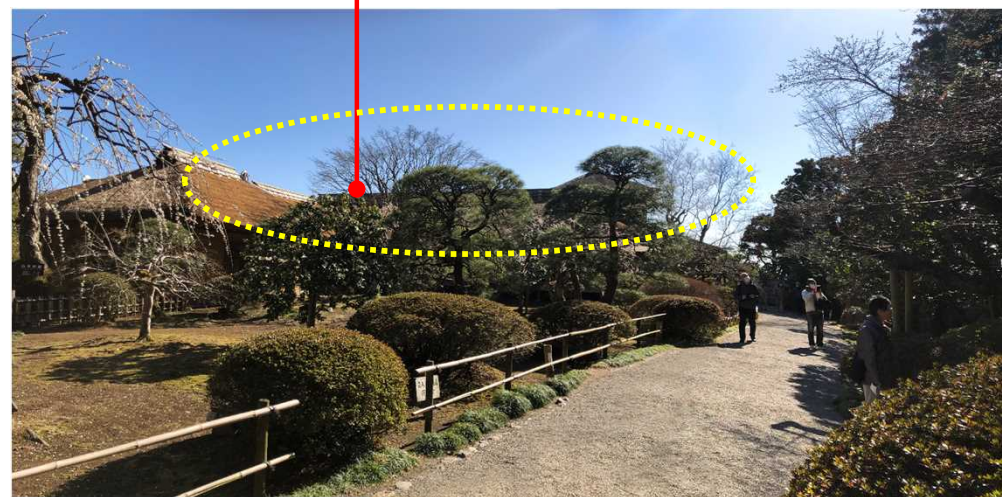
- ① 植栽の向こうに好文亭が垣間見え、緩やかに好文亭に誘うよう、好文亭の建物とのバランスに配慮した植栽管理を行う。

(好文亭→料金所に向かう方向)

- ① 明るい空間を確保するため、西側の常緑広葉樹・正面の杉の高木の間引きや剪定を行う。
- ② 中低木は、剪定によりバランスのとれた樹形を確保する。

好文亭アプローチ部の眺望

① 緩やかに好文亭に誘う植栽関Rに

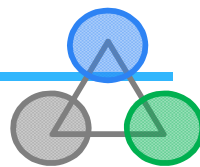


好文亭から出口への眺望

① 高木の間伐や高さの管理による明るい空間を確保



② 中低木の植栽管理



④ 梅林

<目指すべき姿>

- 園路を散策する中で、梅林を魅せるための園路等の空間整備（今ある梅を活かした魅せる梅林）

【景観に配慮すべきこと】

- 園路は、曲線を取り入れることで、歩きながら期待感を高めるとともに奥行きや変化を演出する。
- 近い距離で梅に囲まれる空間を整備することで、視覚的な効果に加え、立ち止まって香りを感じる体験を提供する。

【検討方策】

- 園路やたまり空間の確保を行うとともに、梅林の密度管理や各個体の健全度に合わせた適正な管理を行う。
- 咲き誇る“梅林”を鑑賞するための空間整備を検討する。
 - 景色に変化を持たせるため、園路の曲線を強調
 - 立ち止まって梅に囲まれるたまり空間の確保

梅林

① 梅林の適正な管理



② 園路交差点から眺めると梅林の奥行きや変化が楽しめるたまり空間と曲線園路の整備



■ その他の考慮すべき取組み

偕楽園全体の景観上の魅力を底上げするために、適正な管理を行うべき取組みを整理する。

① 植栽の改善

- 低木の矮小化
- 高木の剪定・間伐（南崖など）

② 工作物等の意匠や配置

- 園内のサイン計画

③ 仮設工作物の意匠や配置

- 園内の仮設工作物の意匠や配置に関する基準（景観チェックシート）

④ 本園外の工作物・構造物等の意匠

- 本園外の工作物の意匠や配置に関する基準（景観チェックシート）

1) 植栽の改善

<目指すべき姿>

- 意図せず、成長した植栽が主要な景観構成要素を阻害しないよう、植栽の管理を行い、庭園としての魅力を向上させる。

<景観に配慮すべきこと>

- 偕楽園は自然風景を取り入れた借景式庭園であるが、それぞれの植栽は管理されているが、千波湖などへの眺望や主な景観構成要素をみる景観を阻害しているケースがある。
- このため、段階的に植栽（高木、中低木ともに）の適切な管理を行い、良好な景観を形成していく。
※巨木化した樹木（低木・高木）の縮小により、目立たなかった（見えていなかった）照明の配線や標識等の移設や保護の実施。

[検討方策]

（好文亭からの視点）

- ①見晴らし広場や拡張部への眺望を阻害する植栽と庭園の変化を感じさせる（魅せる）植栽に区別し、適切な植栽管理を行う。

（田鶴鳴梅林（拡張部）・玉龍泉から好文亭への視点）

- ①偕楽園のシンボルである好文亭が際立つように南崖の高木を管理（間引きや樹高の抑制など）を行う。

※**好文亭から園外への眺望確保とのバランス調整**

（南崖下の園路での視点）

- ①歩行者の安全性と見通しを確保するため、園路に張り出した樹木の適切な管理を行う。
- ②園路の景観改善とエロージョン（法面土流れ）の防止のため、地被類の移植を検討する。

好文亭西塗縁（1階）の眺望



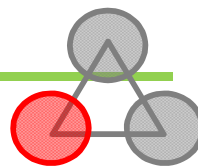
①眺望などを阻害する低木を管理

見晴らし広場を歩きながらの景観

①庭園の変化を魅せる低木（ツツジ）



1) 植栽の改善



田鶴鳴梅林からの眺望

好文亭への眺望を確保



南崖下の園路

園路に張り出した樹木の剪定



桜山（玉龍泉）からの眺望

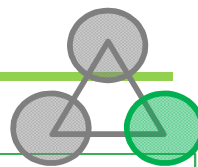
好文亭への眺望を確保



エロージョン（法面土流れ）の防止



2) 工作物等の意匠や再配置 (サイン計画)



- 多くの看板類がその時々々の目的に応じて設置されており、統一感がなく、景観価値を低下させている。
- 分かりやすさ・利便性といった看板の役割・機能を確保した看板類を動線上に機能的に配置し、統一感のあるデザインで設置することを検討する。

現状

多数の統一性のない看板類が景観を阻害

- 各々の目的・機能を重視した看板類が散在
- 設置時期や目的ごとに設置され、デザインに統一性がない
- 多数の入口・動線に対応することで煩雑さが増した誘導板
- 動線上に同様の注意喚起標識が複数

対応方針

景観に配慮した看板類を機能的に設置

- 統一感のあるデザインの看板類を設置。
- 動線上に機能を確保した看板類を設置し、不要な看板類は撤去。

設置・撤去の考え方

- 魅力体感に誘導する案内板・誘導板を設置
- 分かりやすく・見やすい解説版を設置
- 動線とリンクした注記喚起標識の配置
- これらのデザイン・材質に統一感を持たせる

<看板デザインの考え方>

【2タイプ共通】

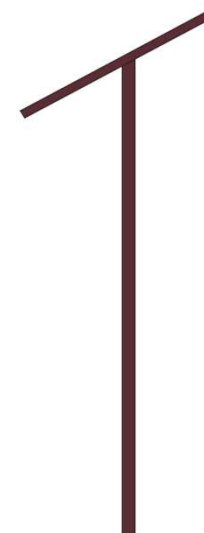
- 箱型（2サイズ）とスタンドの3種類（現状の板面サイズを基本とする）
- 耐久性を確保するためステンレス合材を使用
- 本体は好文亭をイメージしたダークブラウンを使用

【箱型形状】

- 重し（コンクリート）は箱型看板の中に入れて遮蔽することで景観に配慮
 - 下部は梅型のパンチングメタル
- ※スタンドタイプは強風時は撤去

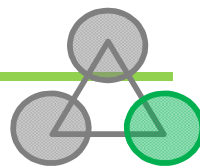


解説板の案（箱形斜板タイプ）



解説板の案（スタンドタイプ）

2) 工作物等の意匠や再配置 (サイン計画)

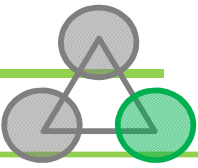


■ 多すぎる看板 (デザイン不統一・情報の集約)



■ 主張が強すぎる看板





3) 仮設工作物等の意匠や配置

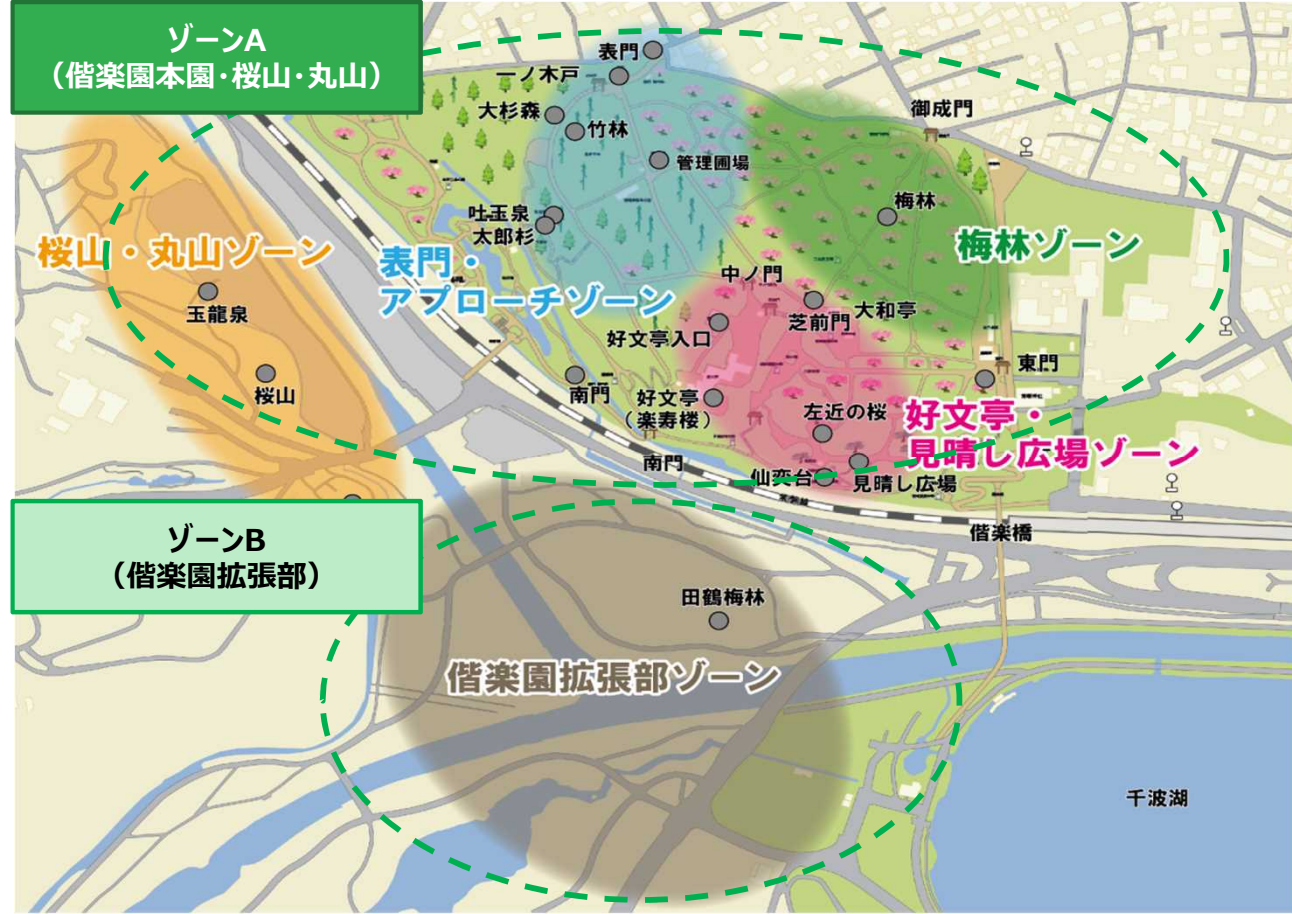
- 梅まつりを始め各種イベントを開催し、観光シーズンの来園者数を増やす一方で、イベント用の仮設工作物により、文化財庭園の景観を損ねている事例が生じている。
- 景観ポイントにおける景観に配慮し、本来の機能・役割を発揮することで、総じて偕楽園の魅力が向上するように努める。
- イベント事業者等に対し、景観への配慮をゾーンごとに設定し、指導していく。

ゾーンA (偕楽園本園・桜山・丸山)

- 偕楽園本園は歴史的資源が集約されているため、歴史的資源と調和し、歴史が感じられる景観を形成する。

ゾーンB (偕楽園拡張部)

- 都市の中の緑の空間を確保し、うるおいとにぎわいが感じられる景観を形成する。
- 歴史が感じられる空間や豊かな緑に配慮した景観を形成する。



3) 仮設工作物等の意匠や配置

項目	ゾーンA (本園)	ゾーンB (拡張部)
イベントテントやテナント等の仮設工作物	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺景観と調和した配置、高さ、形態・意匠とする。 □ 主要な景観構成要素や歴史的資源の周辺での設置については特に景観に配慮すること。 □ 色彩は以下を推奨する。 <ul style="list-style-type: none"> ・色相の範囲：Y R、Y、Nを推奨する ・明度： ・彩度： 	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺景観と調和した配置、高さ、形態・意匠とする。 □ 色彩は以下を推奨する。 <ul style="list-style-type: none"> ・色相の範囲：すべての色相 ・明度： ・彩度：
屋外広告物 (のぼりや看板など)	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺景観と調和した形態・意匠・色彩とする。 □ 設置場所は、主要な景観構成要素や歴史的資源への眺めを遮らない場所とする。 □ 建築物に表示することは認めない。ただし、施設名等は除く。 □ 色彩は以下を推奨する。 <ul style="list-style-type: none"> ・色相の範囲：Y R、Y、Nを推奨する ・明度： ・彩度： 	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺景観と調和した形態・意匠・色彩とする。 □ 色彩は以下を推奨する。 <ul style="list-style-type: none"> ・色相の範囲：すべての色相 ・明度： ・彩度：
イベント用資機材・配線・配管など	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺景観と調和した形態・意匠・色彩とする。 □ 配線・配管は、来園者の視界に入らない工作物や植栽等の裏側の地上部に設置すること。ただし、園路横断部などやむを得ない場合は、景観への配慮を行った対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺景観と調和した形態・意匠・色彩とする。

調整中

調整中

周辺景観と調和した
仮設工作物の形態・意匠・色彩

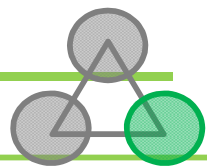


周辺景観と調和した
屋外広告物の形態・意匠・色彩



イベント時間外の景観への配慮
(資機材等の保管)





4) 本園外の建築物・工作物の意匠

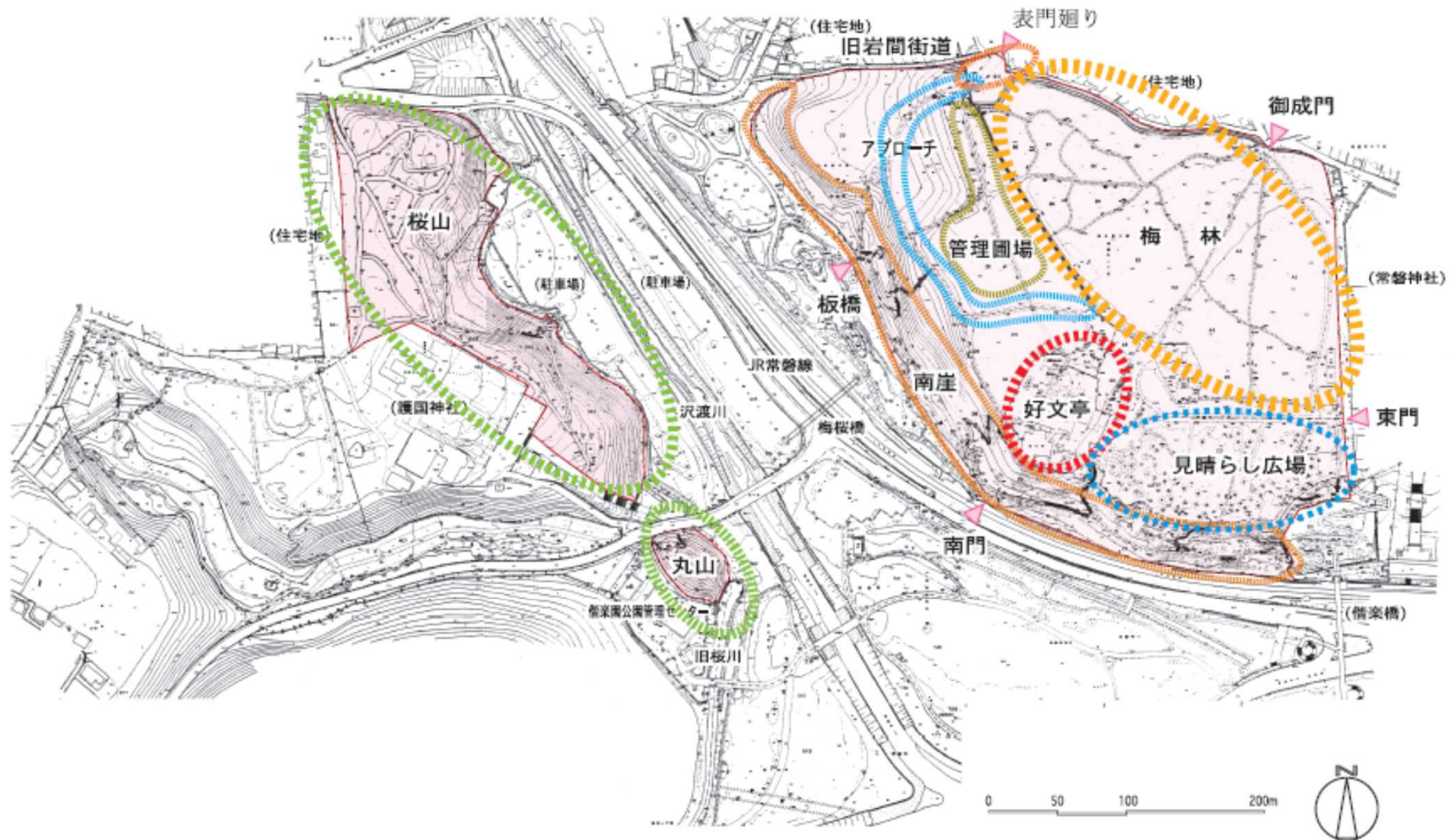
- 偕楽園は、千波湖・拡張部を借景として取り入れた庭園であることから、千波湖・拡張部内に設置する建築物や工作物等についても、景観への配慮が必要である。
- 公園内への事業者の進出時は、水戸市景観条例等に基づく届け出に加え、**Park-PFI事業者選定委員会において、景観への配慮事項を審査**することとする。
- 公園管理者（県・市）は、事業者に対し、景観への配慮事項の遵守を運営期間中においても継続的に確認する。

県Park-PFI 偕楽園月池整備事業イメージパース



■ 偕楽園における景観形成手法

1) 各ゾーンにおける景観形成の考え方



図IV-2 景観構成ゾーン区分図

- 保存活用計画における景観構成ゾーンを踏まえ、**5つのゾーンに区分**。



表門・アプローチゾーン

■ 基本的な考え方

- 偕楽園の創建当時の主動線の「入り口」として、園内への期待感を持たせる象徴的な空間であるとともに、創建当時からの建造物・樹木が残る唯一の空間である。

⇒ 「表門」、「一ノ木戸」、「太郎杉」、「吐玉泉」などの象徴的な景観要素を際立たせることにより、市街地から園内へ入ったことの心の切り替えができる魅力的な景観を形成していく。



■ 表門・アプローチゾーンの景観

<シーン景観>

- ① 表門・一ノ木戸 (重点)
- ② 吐玉泉・太郎杉 (重点)
- ③ 管理圃場
- ④ 中門 (重点)

<シークエンス景観>

- A 孟宗竹林・大杉森 (重点)

表門・アプローチゾーン

■ 景観要素

< 主要な景観要素（シーン景観） >

表門	守るべき構成要素	①
一ノ木戸	守るべき構成要素	①
中門	守るべき構成要素	④
吐玉泉	守るべき構成要素	②
太郎杉	守るべき構成要素	②

< 主要な景観要素（シークエンス景観） >

孟宗竹林	慣れ親しまれてきた 構成要素	A
大杉森	守るべき構成要素	A

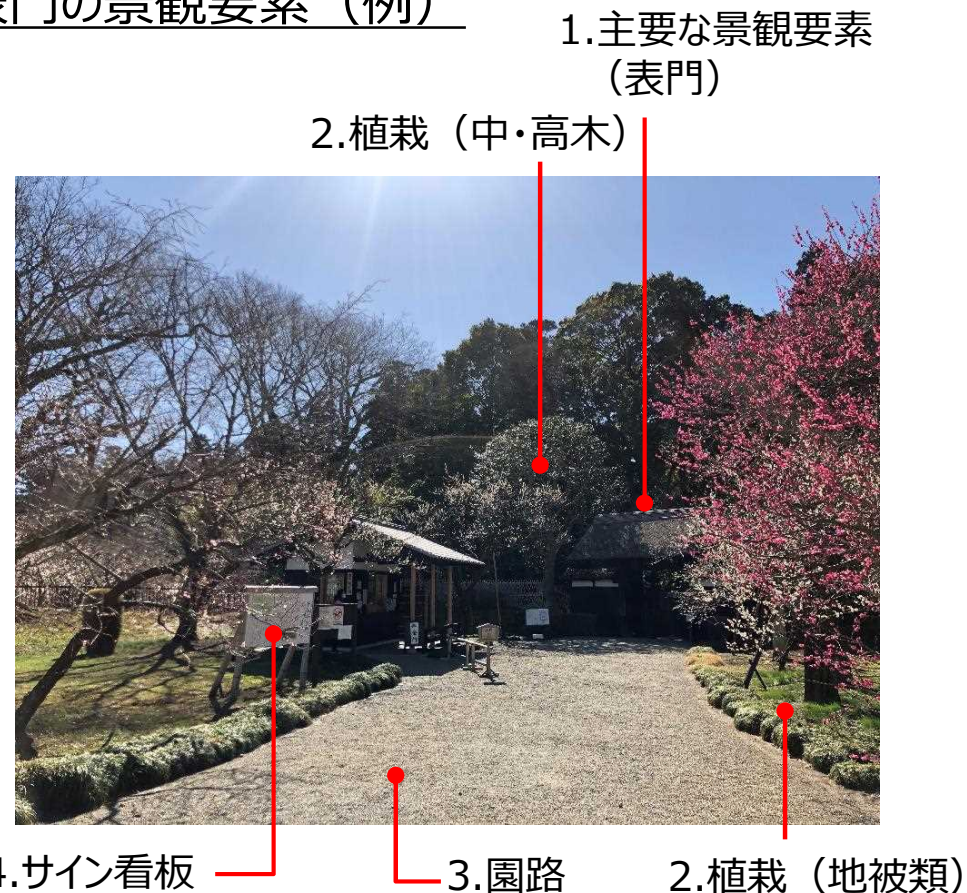
< その他の構成要素 >

植栽（高木・中低木・地被類）
園路
サイン看板
工作物（柵・手すり、配線・配管など）

■ おもてなし空間の形成（ホスピタリティ） に伴うより景観的配慮

- ・ イベント時の仮設物
（臨時テナント・のぼりなど） ……ゾーン全域
- ・ 復元建物群 ……③

表門の景観要素（例）



好文亭・見晴し広場ゾーン

■ 基本的な考え方

- 徳川齊昭の作庭思想の中心である好文亭楽寿楼から広がる270°の眺望及び、登美宮吉子夫人ゆかりの左近の桜が植栽されていた見晴らし広場、仙奕台からなる偕楽園を象徴する空間である。

⇒ 借景式庭園としての魅力向上のため、好文亭楽寿楼から園外（借景：千波湖方面）への創建当初の眺望景観を確保するとともに、市民に愛される桜の再生を図る。



■ 好文亭・見晴らし広場ゾーンの景観

<シーン景観>

- ① 好文亭楽寿楼（最重点）
- ② 見晴らし広場・仙奕台（重点）

<シークエンス景観>

- A 好文亭入口（重点）
- B 芝前門～大和亭（重点）

好文亭見晴らし広場 ゾーン

■ 景観要素

< 主要な景観要素 (シーン景観) >

好文亭
楽寿楼 守るべき構成要素 ①

見晴らし広場 守るべき構成要素 ②

仙奕台 守るべき構成要素 ②

左近の桜 慣れ親しまれてきた景観要素 ③

< 主要な景観要素 (シークエンス景観) >

好文亭入口 慣れ親しまれてきた景観要素 A

芝前門 ~ 大和亭 慣れ親しまれてきた景観要素 B

< その他の構成要素 >

歴史的要素 (偕楽園記碑など)

植栽 (高木・中低木・地被類)

園路 (階段・スロープなど)

サイン看板

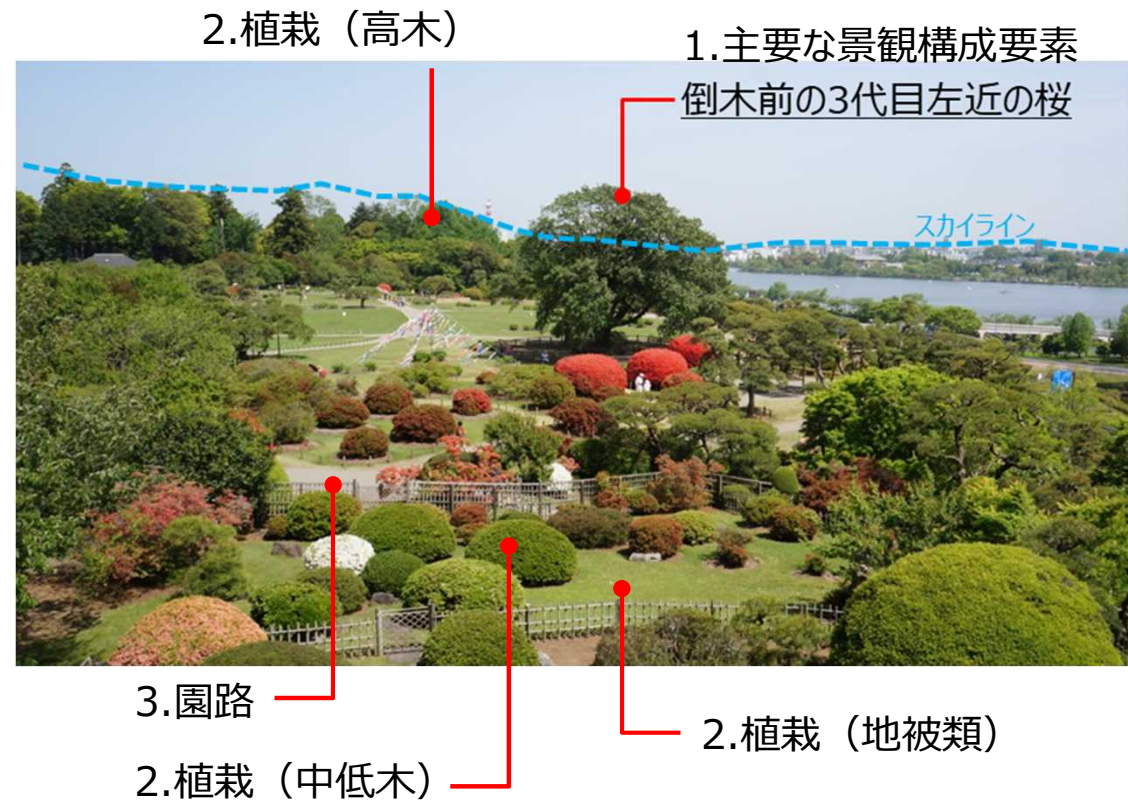
工作物 (柵・手すり、配線・配管など)

■ おもてなし空間の形成 (ホスピタリティ)

に伴う景観的配慮

- ・ イベント時の仮設物 (臨時テナント・のぼりなど) ……ゾーン全域
- ・ 四阿などの建築物 (大和亭跡) ……B

好文亭楽寿楼からの眺望における景観要素(例)



梅林ゾーン



■ 梅林ゾーンの景観

<シーン景観>

- ① 御成門
- ② 東門 (重点)
- ③ 梅 (六名木) (重点)

<シークエンス景観>

A 梅林

■ 基本的な考え方

- 梅園と見晴らし広場へのエントランスである東門、梅林のパノラマ景観を形成している御成門とそこから一面に広がる梅林からなる空間である。

⇒あらゆる来園者の利便性を確保し、歴史的景観へと誘うエントランスとしての景観を形成するとともに、歩きながら360°の梅林を体感し魅せるための環境整備を行う。

梅林 ゾーン

■ 景観要素

< 主要な景観要素 (シーン景観) >

御成門 慣れ親しまれてきた
構成要素 ①

東門 慣れ親しまれてきた
構成要素 ②

梅 (六名木) 守るべき構成要素 ③

< 主要な景観要素 (シークエンス景観) >

梅林 守るべき構成要素 A

< その他の構成要素 >

歴史的要素 (二名匠の碑など)

植栽 (高木・中低木・地被類)

園路 (バリアフリー)

サイン看板

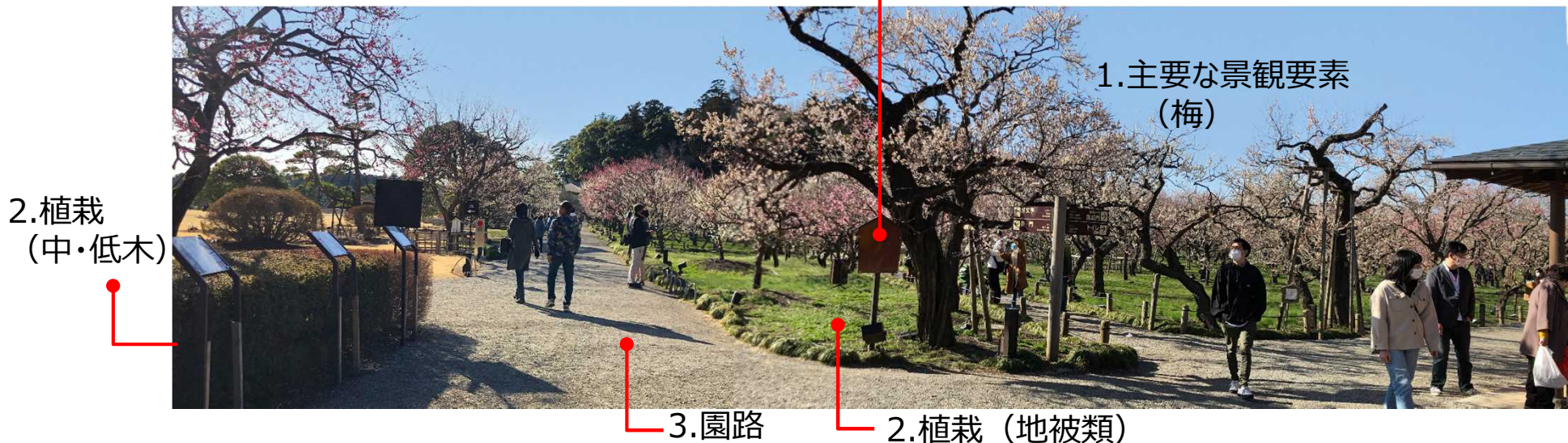
工作物 (柵・手すり、配線・配管など)

■ おもてなし空間の形成 (ホスピタリティ) に伴う景観的配慮

- ・ イベント時の仮設物 (臨時テナント・のぼりなど) …ゾーン全域

東門の景観要素 (例)

4.案内板

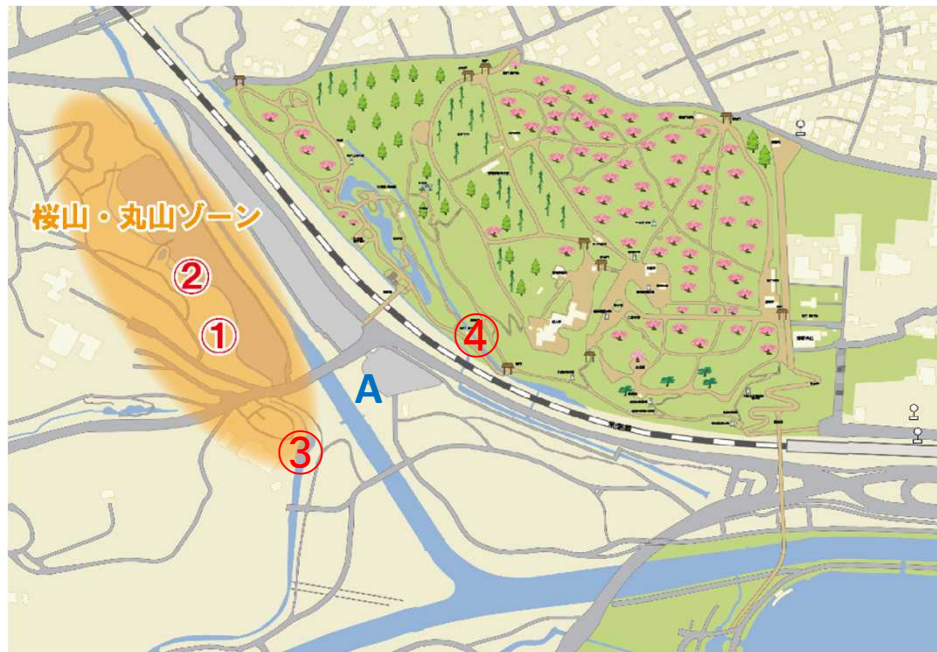


桜山・丸山ゾーン

■ 基本的な考え方

- 偕楽園本園の梅林と桜山の桜、吐玉泉と玉龍泉という本園と対をなす景観構成要素を有し、本園との回遊により作庭思想の一つである「不即不離」を体感できる空間である。

⇒ 創建当初の桜で埋め尽くされた景観を復元するため、ヤマザクラ等の在来種を中心とした植生への回帰を図るとともに、玉龍泉周辺の水辺の情景を整備する。



■ 桜山・丸山ゾーンの景観

<シーン景観>

- ① 桜山 (重点)
 - ② 玉龍泉 (重点)
 - ③ 丸山
 - ④ 南門
- ※ 好文亭を見上げる景観

<シークエンス景観>

- A 本園～桜山・丸山への逍遙

桜山・丸山 ゾーン

■ 景観要素

< 主要な景観要素 (シーン景観) >

桜	守るべき構成要素	①
玉龍泉	守るべき構成要素	②
丸山	守るべき構成要素	③
好文亭を 見上げる景観	守るべき構成要素	①~③

< その他の構成要素 >

歴史的要素 (南門など)

本園から桜山・丸山への逍遙

植栽 (高木・中低木・地被類)

園路

サイン看板

工作物 (柵・手すり・配線・配管など)

■ おもてなし空間の形成 (ホスピタリティ)

に伴う景観的配慮

- ・ イベント時の仮設物
(臨時テナント・のぼりなど) ……ゾーン全域

桜山の景観要素 (例)



偕楽園拡張部ゾーン

■ 基本的な考え方

- 偕楽園本園の眼下に位置し、田鶴鳴梅林、猩々梅林、窈窕梅林の各梅林と四季の原、月池などがある開放感あふれる空間である。

(文化財庭園の借景の一部だけではなく、都市公園としての利用価値の高いエリア)

⇒ 公園内の梅林と広がりのある風景の先に好文亭を見上げる視点場において、好文亭の視認性を向上させ偕楽園への眺望を確保する。

⇒ 公園の魅力向上と本園との回遊性を高める集客施設やイベントを誘致し、公園の利活用を図る一方で、好文亭からの眺望を考慮し、新たな建築物等の色彩・高さ等に配慮する。



■ 偕楽園拡張部ゾーン

<シーン景観>

- ① 田鶴鳴梅林
 - ② 猩々梅林
 - ③ 花追橋
 - ④ 月池
- ※ 好文亭を見上げる景観

偕楽園拡張部ゾーン

■ 景観要素

<主要な景観要素（景観ポイント）>

田鶴鳴梅林	慣れ親しまれてきた構成要素	①
猩々梅林	慣れ親しまれてきた構成要素	②
花追橋	慣れ親しまれてきた構成要素	③
月池	慣れ親しまれてきた構成要素	④
好文亭を 見上げる景観	守るべき構成要素	①～④

<その他の構成要素>

植栽（高木・中低木・地被類）

園路

サイン看板

工作物（柵・手すり、配線・配管など）

■ おもてなし空間の形成（ホスピタリティ）

に伴う景観的配慮

- ・ イベント時の仮設物（臨時テナント・のぼりなど）・・・ゾーン全域
- ・ P-PFIによる新たな集客施設・・・④

偕楽園拡張部の景観要素（例）

1. 主要な景観要素（田鶴鳴梅林）



1. 主要な景観要素（花追橋）

■ 景観チェックシート（表門・アプローチゾーン）

景観構成要素	具体例	基本的な対応方針
①主要な景観構成要素	(景観ポイント) 表門、一ノ木戸、吐玉泉 太郎杉、中門	<input type="checkbox"/> 当該ゾーンの象徴的となっている各主要な景観要素を際立たせるため、周辺の景観整備を行う。
	(シーケンス景観) 孟宗竹林・大杉森	<input type="checkbox"/> 孟宗竹林や大杉森内の①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）を行い、空間全体に適度な明るさを確保する <input type="checkbox"/> 孟宗竹で統一された景観を形成する。
②植栽	(共通) 高木	<input type="checkbox"/> 植栽管理にあたっては、①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）を行い、主要な景観要素への眺め（景観）に配慮する。 <input type="checkbox"/> 新たな高木は植栽しない。
	(共通) 中低木	<input type="checkbox"/> 植栽管理にあたっては、①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）主要な景観要素への眺め（景観）に配慮する。 <input type="checkbox"/> 新たな植樹は、枯損木・危険木などの植替えに限る。
	(共通) 地被類	<input type="checkbox"/> 調整中
③園路	(共通) 舗装・階段・スロープ	<input type="checkbox"/> 園路は連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一的な形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 舗装や階段・スロープには、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが利用しやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。なお、段差解消のスロープなどの施設については、代替ルートなどの検討を行い、必要性を判断する。
④サイン看板	(共通) 看板	<input type="checkbox"/> サイン計画に基づき、統一デザイン（形状・色彩・素材など）のサイン看板を設置する。 <input type="checkbox"/> 明示する情報を整理し、サイン看板の統廃合を行う。（不要なサイン看板の撤去）
⑤工作物	(共通) 柵・手すり・ウッドデッキ	<input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一的な形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。
	(共通) 排水施設・配線・配管など	<input type="checkbox"/> 排水施設・配線・配管などについては、原則埋設とし、文化財保護の観点からやむを得ず地表に配置する場合は、植栽や柵などの工作物により、園路から見えないように配置する。※園路であれば、砂利による被覆も有効。
⑥イベント時等の仮設物	臨時テナント、のぼり、 ライトアップ	<input type="checkbox"/> イベント開催時に必要な機能を果たすための仮設物の設置場所の検討や意匠の配慮を行い、周辺の景観や主要な景観構成要素との調和を図る。 <input type="checkbox"/> イベント時間外の景観に配慮した資機材等の配置や意匠の配慮を行う。
⑦復元建物群		<input type="checkbox"/> 建物群の復元的整備にあたっては文献調査による <input type="checkbox"/> 表門からの竹林に向かう動線を主動線とする必要があるため、表門周辺から歴史的建物群への視線誘導をささげる植栽が配置する。

■ 景観チェックシート（好文亭・見晴らし広場ゾーン）

景観構成要素	具体例	基本的な対応方針
①主要な景観構成要素	(シーン景観) 好文亭楽寿楼からの眺望、見晴らし広場、仙亦台、中門、芝前門	<input type="checkbox"/> 当該ゾーンの象徴的となっている各主要な景観要素を際立たせるため、周辺の景観整備を行う。
	(シークエンス景観) 好文亭入り口、芝前門～大和亭	
②植栽	(共通) 高木	<input type="checkbox"/> 植栽管理にあたっては、①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）を行い、主要な景観要素への眺め（景観）に配慮する。 <input type="checkbox"/> 新たな高木は植栽しない。（ただし、左近の桜の再植は除く。）
	左近の桜	<input type="checkbox"/> 好文亭楽寿楼からの眺望において、スカイラインを目安に眺望を阻害しない範囲で剪定などの植栽管理を実施する。
	(共通) 中低木	<input type="checkbox"/> 当該ゾーンの象徴的となっている各主要な景観要素を際立たせるため、周辺の景観整備を行う。 <input type="checkbox"/> 新たな植栽は、既存の植栽による景観との調和を図る。調整中 <input type="checkbox"/> 新たな植栽は、既存の植栽による景観との調和に限る。
	(共通) 地被類	<input type="checkbox"/> 新たな植え込みは行わず、補植に限る。
③園路	(共通) 舗装・階段・スロープ	<input type="checkbox"/> 園路は連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一的な形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 舗装や階段・スロープには、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが利用しやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。なお、段差解消のスロープなどの施設については、代替ルートなどの検討を行い、必要性を判断する。
④サイン看板	(共通) 看板	<input type="checkbox"/> サイン計画に基づき、統一デザイン（形状・色彩・素材など）のサイン看板を設置する。 <input type="checkbox"/> 明示する情報を整理し、サイン看板の統廃合を行う。（不要なサイン看板の撤去）
⑤工作物	(共通) 柵・手すり・ウッドデッキ	<input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一的な形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。
	(共通) 排水施設・配線・配管など	<input type="checkbox"/> 排水施設・配線・配管などについては、原則埋設とし、文化財保護の観点からやむを得ず地表に配置する場合は、植栽や柵などの工作物により、園路から見えないように配置する。※園路であれば、砂利による被覆も有効。
⑥イベント時等の仮設物	臨時テナント、のぼり、ライトアップ	<input type="checkbox"/> イベント開催時に必要な機能を果たすための仮設物の設置場所の検討や意匠の配慮を行い、周辺の景観や主要な景観構成要素との調和を図る。 <input type="checkbox"/> イベント時間外の景観に配慮した資機材等の配置や意匠の配慮を行う。

■ 景観チェックシート（梅林ゾーン）

景観構成要素	具体例	基本的な対応方針
①主要な景観構成要素	(シーン景観) 御成門、東門、梅（六名木）	<input type="checkbox"/> 当該ゾーンの象徴的となっている各主要な景観要素を際立たせるため、周辺の景観整備を行う。
	(シーケンス景観) 梅林	
②植栽	(共通) 高木	<input type="checkbox"/> 植栽管理にあたっては、①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）を行い、主要な景観要素への眺め（景観）に配慮する。 <input type="checkbox"/> 新たな高木は植栽しない。
	(共通) 中低木	<input type="checkbox"/> 植栽管理にあたっては、①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）主要な景観要素への眺め（景観）に配慮する。 <input type="checkbox"/> 新たな植樹は、枯損木・危険木などの植替えに限る。
	(共通) 地被類	<input type="checkbox"/> 調整中
③園路	(共通) 舗装・階段・スロープ	<input type="checkbox"/> 園路は連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一的な形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 舗装や階段・スロープには、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが利用しやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。なお、段差解消のスロープなどの施設については、代替ルートなどの検討を行い、必要性を判断する。
④サイン看板	(共通) 看板	<input type="checkbox"/> サイン計画に基づき、統一デザイン（形状・色彩・素材など）のサイン看板を設置する。 <input type="checkbox"/> 明示する情報を整理し、サイン看板の統廃合を行う。（不要なサイン看板の撤去）
⑤工作物	(共通) 柵・手すり・ウッドデッキ	<input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一的な形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。
	(共通) 排水施設・配線・配管など	<input type="checkbox"/> 排水施設・配線・配管などについては、原則埋設とし、文化財保護の観点からやむを得ず地表に配置する場合は、植栽や柵などの工作物により、園路から見えないように配置する。※園路であれば、砂利による被覆も有効。
⑥イベント時等の仮設物	臨時テナント、のぼり、 ライトアップ	<input type="checkbox"/> イベント開催時に必要な機能を果たすための仮設物の設置場所の検討や意匠の配慮を行い、周辺の景観や主要な景観構成要素との調和を図る。 <input type="checkbox"/> イベント時間外の景観に配慮した資機材等の配置や意匠の配慮を行う。

■ 景観チェックシート（桜山・丸山ゾーン）

景観構成要素	具体例	基本的な対応方針
① 主要な景観構成要素	(シーン景観) 桜、玉龍泉、丸山、南門	<input type="checkbox"/> 当該ゾーンの象徴的となっている各主要な景観要素を際立たせるため、周辺の景観整備を行う。
	好文亭を見上げる景観	<input type="checkbox"/> 偕楽園の中心である好文亭を見上げる景観に配慮した景観整備を行う。
	(シークエンス景観) 本園から桜山・丸山間の逍遙	
② 植栽	(共通) 高木	<input type="checkbox"/> 植栽管理にあたっては、①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）を行い、主要な景観要素への眺め（景観）に配慮する。 <input type="checkbox"/> 新たな高木は植栽しない。
	(共通) 中低木	<input type="checkbox"/> 調整中 度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定） 主要な景観要素への眺め <input type="checkbox"/> 替えに限る。
	(共通) 地被類	<input type="checkbox"/> 新たな植え込みは行わず、補植に限る。
③ 園路	(共通) 舗装・階段・スロープ	<input type="checkbox"/> 園路は連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一した形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 舗装や階段・スロープには、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが利用しやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。なお、段差解消のスロープなどの施設については、代替ルートなどの検討を行い、必要性を判断する。
④ サイン看板	(共通) 看板	<input type="checkbox"/> サイン計画に基づき、統一デザイン（形状・色彩・素材など）のサイン看板を設置する。 <input type="checkbox"/> 明示する情報を整理し、サイン看板の統廃合を行う。（不要なサイン看板の撤去）
⑤ 工作物	(共通) 柵・手すり・ウッドデッキ	<input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一した形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。
	(共通) 排水施設・配線・配管など	<input type="checkbox"/> 排水施設・配線・配管などについては、原則埋設とし、文化財保護の観点からやむを得ず地表に配置する場合は、植栽や柵などの工作物により、園路から見えないように配置する。※園路であれば、砂利による被覆も有効。
⑥ イベント時等の仮設物	臨時テナント、のぼり、ライトアップ	<input type="checkbox"/> イベント開催時に必要な機能を果たすための仮設物の設置場所の検討や意匠の配慮を行い、周辺の景観や主要な景観構成要素との調和を図る。 <input type="checkbox"/> イベント時間外の景観に配慮した資機材等の配置や意匠の配慮を行う。

■ 景観チェックシート（偕楽園拡張部ゾーン）

景観構成要素	具体例	基本的な対応方針
①主要な景観構成要素	(シーン景観) 田鶴鳴梅林、猩々梅林、 花追橋、月池	<input type="checkbox"/> 当該ゾーンの象徴的となっている各主要な景観要素を際立たせるため、周辺の景観整備を行う。
	好文亭を見上げる景観	<input type="checkbox"/> 偕楽園の中心である好文亭を見上げる景観に配慮した景観整備を行う。
②植栽	(共通) 高木	<input type="checkbox"/> 植栽管理にあたっては、①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）を行い、主要な景観要素への眺め（景観）に配慮する。 <input type="checkbox"/> 新たな高木は植栽しない。
	(共通) 中低木	<input type="checkbox"/> 植栽管理にあたっては、①樹木の配置密度（間伐）や②樹冠の密度管理（透かし剪定）主要な景観要素への眺め（景観）に配慮する。 <input type="checkbox"/> 新たな植樹は、枯損木・危険木などの植替えに限る。
	(共通) 地被類	<input type="checkbox"/> 調整中
③園路	(共通) 舗装・階段・スロープ	<input type="checkbox"/> 園路は連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一的な形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 舗装や階段・スロープには、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが利用しやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。なお、段差解消のスロープなどの施設については、代替ルートなどの検討を行い、必要性を判断する。
④サイン看板	(共通) 看板	<input type="checkbox"/> サイン計画に基づき、統一デザイン（形状・色彩・素材など）のサイン看板を設置する。 <input type="checkbox"/> 明示する情報を整理し、サイン看板の統廃合を行う。（不要なサイン看板の撤去）
⑤工作物	(共通) 柵・手すり・ウッドデッキ	<input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは連続性があるため、空間の変化が生じない場合は、統一的な形状・素材を用いる。 <input type="checkbox"/> 柵・手すりなどは、砂利や木材などの自然素材を用いた部材を用いる。 <input type="checkbox"/> 耐久性などにより、やむを得ず金属や樹脂素材などの加工素材を用いる必要がある場合は、自然素材に似通った色彩・形状の部材を用いる。
	(共通) 排水施設・配線・配管など	<input type="checkbox"/> 排水施設・配線・配管などについては、原則埋設とし、文化財保護の観点からやむを得ず地表に配置する場合は、植栽や柵などの工作物により、園路から見えないように配置する。※園路であれば、砂利による被覆も有効。
⑥イベント時等の仮設物	臨時テナント、のぼり、 ライトアップ	<input type="checkbox"/> イベント開催時に必要な機能を果たすための仮設物の設置場所の検討や意匠の配慮を行い、周辺の景観や主要な景観構成要素との調和を図る。 <input type="checkbox"/> イベント時間外の景観に配慮した資機材等の配置や意匠の配慮を行う。